

第7回

躍進的な事業推進のための設備投資支援事業

～設備投資の助成金～

募集要項

○ 申請予約期間（公社ホームページ）

令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月21日（火）17時まで
本助成金を申請するためには事前の予約が必要です。

公社ホームページよりお申し込みください。

URL： <https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

○ 申請書類提出期間（電子申請）

令和6年5月8日（水）～ 令和6年5月24日（金）17時まで
申請は国（デジタル庁）で提供する電子システム「Jグランツ」にて受付けます。

※Jグランツを利用するには、事前に「GビズIDプライム」のアカウントの発行が必要です。アカウントの発行には2週間ほどかかりますので、事前に取得をお願いいたします。

※Jグランツでの申請方法は、「電子申請マニュアル」をご参照ください。

【お問い合わせ】

 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課

〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9

TEL：03-3251-7884

URL： <https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

目 次

1	事業目的.....	1
2	事業内容.....	1
3	申請資格の要件.....	4
4	助成対象事業.....	7
5	助成対象にならない事業.....	12
6	助成対象経費.....	12
7	助成対象にならない経費.....	15
8	機械設備設置場所.....	16
9	申請書の作成及び提出.....	16
10	現地調査.....	17
11	審査.....	17
12	助成事業を実施するための注意事項.....	19
13	助成金交付決定の取消し・助成金の返還.....	20
14	助成金交付後の注意事項.....	21
15	よくあるご質問.....	23
16	申請書類一覧.....	27
17	申請前確認書.....	33
18	申請書記載例.....	34
19	ゼロエミッション概要書.....	51
20	賃金引上げ計画書関連.....	54
21	D X推進概要書.....	58
22	D Xチェックシート.....	59
23	イノベーション概要書.....	60
24	事業承継概要書.....	61
25	推奨見積書.....	63
26	見積限定理由書.....	64
27	小規模企業者に該当することの確認書.....	65
28	業種(大分類)と日本標準産業分類について.....	67

1 事業目的

本事業は、都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成します。

これにより、都内中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化及び都内経済の持続的発展につなげていくことを目的としています。

2 事業内容

更なる発展に向けた競争力強化、DXの推進、イノベーションの推進、後継者による新たな取組みに必要となる機械設備（※）を新たに導入するための経費の一部を助成します。

※ 以下、本文中の機械設備とは、税法上の固定資産のうち「機械装置」「器具備品」「ソフトウェア」に該当するものとします。

(1) 基準日

第7回募集の**基準日**は、**令和6年4月1日**となります。

(2) 助成対象期間

交付決定日の翌月1日から1年6ヶ月間

※ 交付決定日とは、採択者に「交付決定通知書」が交付された日となります。

※ 第7回募集の助成対象期間は令和6年10月1日～最長令和8年3月31日です。

(3) 助成率・助成限度額

事業区分		申請者区分	要件			助成金の限度額※5	助成金の下限額
			①ゼロエミ要件	②賃上げ要件	助成率		
I 競争力強化 ※1 ※2 ※3	中小企業者	A	—	—	1/2以内	1億円	100万円
			○	—	2/3以内		
			◎	—	3/4以内		
			—	○	3/4以内		
	小規模企業者 ※4	B	—	—	2/3以内	3千万円	
			○	—	2/3以内	1億円	
			◎	—	3/4以内		
			—	○	3/4以内		
II DX推進 ※1 ※2 ※3		C	—	—	2/3以内	1億円	
◎	—		3/4以内				
—	○		3/4以内				
III イノベーション ※1 ※2 ※3		D	—	—	2/3以内	1億円	
◎	—		3/4以内				
—	○		3/4以内				
IV 後継者チャレンジ ※1 ※2 ※3		E	—	—	2/3以内	1億円	
◎	—		3/4以内				
—	○		3/4以内				

※1 「①ゼロエミ要件有り」又は「②賃上げ要件有り」で申請される場合、審査の結果、適用助成率が変更となり、助成金交付申請額と助成金交付決定額が異なる場合があります。(詳細は「15 よくあるご質問」のQ6をご参照ください。)

※2 「②賃上げ要件有り」で申請される場合、計画又は達成状況が確認できない場合は、4分の3の助成率が適用されない場合があります。また、既に助成金が交付されている場合は、助成金額の返還を求める場合があります。

※3 「①ゼロエミ要件」と「②賃上げ要件」は併用できません。

※4 小規模企業者の方が、申請者区分Aで申請することも可能です。ただし、申請時に選択した申請者区分を申請後に変更することはできません。

(小規模企業者については、P.5上段を参照)

※5 「機械装置」「器具備品」を含まず、「ソフトウェア」のみで申請する場合は、助成金の上限は1,000万円、下限額は300万円になります。(詳細はP.13「助成対象経費一覧表」参照)

(4) 第7回募集のスケジュール

申請状況等により、日程を変更する場合があります。

最新の情報は、公社ホームページをご確認ください。

「申請書類提出」には事前の「申請予約」が必要です。「申請予約」がない場合は「申請書類提出」をお受けできませんのでご注意ください。

	項目	時期	備考
1	申請予約 (必須)	5月1日から5月21日 17時まで	公社ホームページよりお申込み
2	申請書類提出	5月8日から5月24日 17時まで	国(デジタル庁)で提供する電子システム 「Jグランツ」にて受付
3	一次審査	5月中旬から7月中旬	資格審査 経理審査、事業計画審査
4	一次審査結果通知	7月下旬	「Jグランツ」にて通知
5	二次審査 (一次通過者のみ)	8月中旬から9月上旬	面接審査、価格審査 総合審査
6	助成対象事業者決定	9月中旬	「Jグランツ」にて通知
7	事務手続き説明会	9月下旬	
助成対象期間 令和6年10月1日～最長令和8年3月31日 ※ この期間内に契約、納品、支払いまで完了する必要があります。			
8	完了報告	助成事業完了後	完了報告書を提出
9	完了検査	完了検査から助成金交付まで、 約2ヶ月	<u>助成金は設備導入代金の支払い後に交付(後払い)</u>
10	助成金確定		
11	助成金交付		
12	事業化状況報告書	事業完了後、翌年度以降5年間	

3 申請資格の要件

申請にあたっては、以下の（１）、（２）及び（３）の要件を満たす必要があります。

※ 事業者は、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請要件を引き続き満たす必要があります。

自らがどの業種に該当するか不明な場合は、「28 業種(大分類)と日本標準産業分類について」及び「日本標準産業分類及び中小企業者の範囲」をご参照ください。

（１） 次のア又はイのいずれかに該当すること

ア 中小企業者^{※1}（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体等^{※2}

※1 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されている以下に該当するもののうち、大企業^{※3}が実質的に経営に参画^{※4}していないものをいう。

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 (ソフトウェア業、情報処理サービス業含む)	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下又は50人以下

※2 中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であつて、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの

※3 大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※4 大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は社員が兼務している場合
- ・ その他、大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合

上記以外で申請資格要件を満たさない法人については「15 よくあるご質問」のQ4、Q5をご参照ください。

- ★ 小規模企業者とは、前記の中小企業者のうち、基準日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第2条第5項及び労働基準法第20条）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業 種	常用従業員数
製造業・その他	20人以下
商業 ^{※5} ・サービス業	5人以下

※5 「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

(2) 次のアからケまでのすべてに該当していること

ア 都内で実質的に事業を行っていること

(ア) 基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があること。ただし、機械設備を都外に設置する場合は、都内に本店があること（個人においては基準日現在で、東京都内に開業届出があること）

(イ) 基準日現在で、東京都内事業所で継続的に2年以上事業を行っていること

(ウ) 本助成事業の成果を、都内で引き続き活用し続ける予定があること

※ (ア)、(イ)の確認のため、法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び都税事務所発行の2期分の納税証明書（法人事業税及び法人住民税等）、個人事業者の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び都税事務所発行の2期分の納税証明書（非課税の場合の提出書類は、申請書類一覧をご参照ください）の提出が必要です。

※ 「実質的に事業を行っていること」とは

単に登記や建物があることだけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

イ 東京都に納税し、かつ税金等の滞納がないこと

(ア) 法人事業税及び法人住民税等を滞納していないこと

※ 都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。

(イ) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ウ 過去に本助成事業の採択を受けた場合は、基準日現在で助成金額が確定していること

※ 「確定していること」とは、採択された事業において、「助成額の確定通知書を受けていること」を意味します。

エ 本助成事業の同一回での申請は、一企業一申請に限ること

オ 同一機械設備（助成対象設備が同一）で助成を受けていないこと

- (ア) 同一機械設備（助成対象設備が同一）で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと（P. 23参照）ただし、『設備投資緊急支援事業』との併願申請は可能。併願申請する場合は、事業ごとに申請が必要。事業テーマに係らず、同一機械設備が含まれている場合に両事業で採択となった際は、どちらか一方を辞退していただきます。
 - (イ) 同一機械設備（助成対象設備が同一）で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと（P. 23参照）
- カ 過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること
- (ア) 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと
 - (イ) 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に、所定年数の継続的提出を義務付けられている「企業化状況報告書」、「事業化状況報告書」、「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること
- キ 事業の継続に問題がないこと
- (ア) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
 - (イ) 会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと
- ク 法令等を遵守していること
- (ア) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得すること
 - (イ) 関係法令を遵守すること
- ケ 助成金申請者、設備購入先等の関係者が以下に該当しないこと
- (ア) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの
 - (イ) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むもの
- (3) 本事業に貸金引上げ計画を掲げ申請しようとする者は以下の要件を全て満たす1年間の事業計画を策定し、実行すること。この1年間の期間を「貸金引上げ計画期間」とする。

なお、本項目の規定を満たさないことを公社が確認した場合は、公社は助成事業者に対し助成金額の全部又は一部の返還を命じる場合があります。

ア 直近決算期と比較して、賃金引上げ計画期間の全従業員（非常勤を含む）に支払った給与等（給料、賃金及び賞与等は含み、役員報酬、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）（以下「給与支給総額」という。）を2.0%以上増加させること

ただし、被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用（従業員規模51名～99名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることをいう）に取り組む場合は、1%以上増加させることも可。

イ 賃金引上げ計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

4 助成対象事業

助成対象事業は、I～IVのいずれかに合致する必要があります。なお、各事業に合わせて省エネを実現するために必要となる機械設備を新たに導入する場合や、一定の賃上げを実施する場合は、助成率を引き上げます。

I 競争力強化

競争力強化及び生産性向上のために新たに必要となる機械設備等を導入する事業であり、ゼロエミッションへの取組み及び一定の賃上げを実施する場合は、設備投資後、従業員一人当たりの付加価値額（＝「労働生産性」）を年率3%以上向上する計画である事業。

II DX推進

IoT、AI、ロボット及びデジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築及び既存ビジネスの変革を目指す事業展開に必要な機械設備を新たに導入する事業であり、設備投資後、従業員一人当たりの付加価値額（＝「労働生産性」）を年率3%以上向上する計画である事業。

III イノベーション

都市課題の解決に貢献し、国内外において市場の拡大が期待される産業分野において新事業活動等に取り組むことで、イノベーション創出を図るために必要となる機械設備を新たに導入する事業であり、「新商品の生産」、「新役務の提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動」のいずれかの内容に合致するもの。かつ、設備投資後、従業員一人当たりの付加価値額（＝「労働生産性」）を年率3%以上向上する計画である事業。

IV 後継者チャレンジ

事業承継を契機として、後継者による事業多角化や新たな経営課題への取り組みに必要な機械設備を新たに導入する事業であり、設備投資後、従業員一人当たりの付加価値額（＝「労働生産性」）を年率3%以上向上する計画である事業。

〔I 競争力強化※について〕

下記の事業例以外でも、助成事業者の競争力強化につながる事業計画であれば対象になります。※公社ホームページの説明資料も併せてご確認ください。

事業区分	事業例 ※ 例示以外も対象
競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量産体制の構築 ・ 多品種少量生産への対応 ・ 一貫加工の実現 ・ 製品、技術の品質向上、信頼性確保 ・ 特殊素材、難加工、複雑形状への対応 ・ 短納期への対応 ・ 安定供給体制の確立 ・ 生産工程の改善 ・ コストダウン <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 2px solid magenta; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: magenta;">申請者区分A、B（I 競争力強化）のうち「①ゼロエミ要件有り」又は「②賃上げ要件有り」で申請する場合は、生産性の向上を図る計画である必要があります（P.8〈下段※〉参照）。</p> </div>

※ 「I 競争力強化」のうち「①ゼロエミ要件有り」、「②賃上げ要件有り」、「II DX推進」、「III イノベーション」、「IV 後継者チャレンジ」で申請される場合は、従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）を設備投資実施から3～5年後の間のいずれかで年率3%以上向上させる計画であることが必要です。（詳しくはP.50参照）

	「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」の伸び率
3年後	9%以上
4年後	12%以上
5年後	15%以上

〔Ⅱ DX推進について〕

事業区分	事業内容・事業例 ※ 例示以外も対象
DX推進	<p>[事業内容]</p> <p>IoTやA I、ロボット等のデジタル技術を活用し、DX推進を図り将来的な変革を目指す取組み。</p> <p>※ 申請にあたって技術区分を以下の①～③の中から1つ選ぶ必要があります。</p> <p>①IoT・A I活用 ②ロボット ③その他</p> <p>※ 単にIoT・A I機能等デジタル技術が搭載されている機械設備を購入するだけでは対象となりません。DX推進に向けた経営戦略及びビジョンを踏まえ、生産性の向上を図る計画である必要があります。</p> <div style="border: 2px solid magenta; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: magenta;">生産性の向上を図る計画である必要があります (P.8 〈下段※〉 参照)。</p> </div> <p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械制御の自動化・省力化 ・生産設備の稼働状況把握 ・異常・故障監視による不良率の低減 ・物流の効率化 ・受発注の効率化 ・生産ラインの最適化 ・ロボット導入による24時間稼働の実現 <p style="text-align: right;">等</p>

〔Ⅲ イノベーションについて〕

イノベーション区分での申請にあたっては、以下の9つの産業分野のいずれかに合致している必要があります。

事業内容・産業分野	
<p>[事業内容]</p> <p>以下9つの産業分野のいずれかに関する製品について、新事業活動（※）を行うために必要となる機械設備を新たに導入する事業。</p> <div style="border: 2px solid magenta; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: magenta;">生産性の向上を図る計画である必要があります（P.8〈下段※〉参照）。</p> </div> <p>※ 新事業活動（注）とは以下4つの取組みのいずれかに該当する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品の生産 ・新役務の提供 ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ・役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動 <p>（注）単なる生産力強化のための設備の増強や製造品目を増やす場合は、<u>新事業活動に該当しません。</u>それに加え、新たな生産方法を導入し生産の効率化や新たな販路の開拓などに取組む必要があります。</p>	
9つの産業分野 ※合致することが必要	事業例 ※例示以外も対象
① 防災・減災・災害対策分野	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化対策、不燃化対策に関する製品の生産 ・自然災害への対策強化に関する製品の生産
② インフラメンテナンス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・都市インフラのメンテナンスに関する製品の生産
③ 安全・安心の確保分野	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策に関する製品の生産 ・感染症対策をはじめとした衛生対策に関する製品の生産
④ スポーツ振興・障害者スポーツ分野	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興に関する製品の生産 ・障害者スポーツに関する製品の生産
⑤ 子育て・高齢者・障害者支援分野	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て、高齢者支援に関する製品の生産 ・障害者支援に関する製品の生産
⑥ 医療・健康分野	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する製品の生産 ・健康管理に関する製品の生産
⑦ 環境・エネルギー・節電分野	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する製品の生産 ・資源リサイクルに関する製品の生産
⑧ 国際的な観光・金融都市の実現分野	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の行動支援に関する製品の生産 ・キャッシュレス化に関する製品の生産
⑨ 交通・物流・サプライチェーン分野	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車に関する製品の生産 ・物流機能強化に関する製品の生産

〔IV 後継者チャレンジについて〕

後継者チャレンジ区分での申請にあたっては、以下の対象者、承継方法、事業内容について、すべてに該当することが必要です。

対象者・承継方法・事業内容・留意事項

〔対象者〕

基準日の3年前から助成対象期間の起点の前日まで（令和3年4月1日から令和6年9月30日まで）に事業承継を行った事業者又は行う予定の事業者

※ 登記簿謄本、開業・廃業届等で承継の事実が確認できる必要があります。

〔承継方法〕

以下の①から③のいずれかの承継方法に合致すること

- ① 同一法人における代表者交代による事業の承継
- ② 個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継
- ③ 個人事業における廃業を伴う、個人事業主から新設法人への事業譲渡による承継

〔事業内容〕

後継者が中心となって行う事業多角化や新たな経営課題への取組みに必要となる機械設備を新たに導入する事業

生産性の向上を図る計画である必要があります（P.8〈下段※〉参照）。

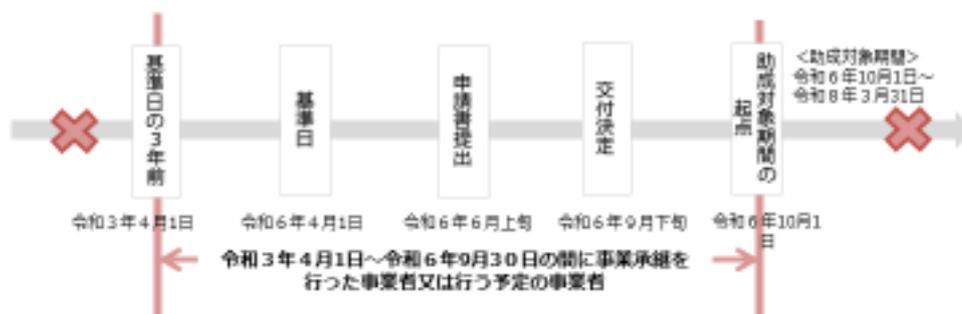
〈事業例〉 事業転換に向けた新商品の生産、新事業分野への参入等

※ 例示以外の事業活動も対象になります。

〔留意事項〕

- ・ 二次審査（面接審査）は後継者の方の出席を必須とします。
- ・ 申請書に記載した後継（予定）者を変更された場合は、原則助成対象外となります。

※ 助成対象となる承継期間について



5 助成対象にならない事業

- (1) 「4 助成対象事業」に掲げる事業以外
- (2) 事業計画を伴わず、単なる機械設備等の更新を目的としているもの
- (3) 研究開発を目的とし、量産および販売等の目途が立っていないもの
- (4) 自社工場への自家発電設備の設置
- (5) 助成事業完了後、導入した機械設備等の一定期間継続使用が見込めないもの
- (6) 運転資金など設備投資以外の経費の助成を目的としているもの
- (7) 事業計画の遂行及び設備投資の一部が申請者によるものではないもの（申請者以外の関与が認められるもの）
- (8) 助成対象設備を外注業者や関係会社等、助成事業者以外の事業者が使用するもの
- (9) 公序良俗に反する事業など事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

6 助成対象経費

助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下（1）から（4）の条件に適合する経費で、かつ、助成事業を遂行するために必要となる助成対象経費一覧表（詳しくはP.13参照）に掲げる機械設備等の新たな導入、搬入・据付等（稼働のために最低限必要な訓練費用を含む）に要する経費です。

- (1) 助成事業者が生産や役務の提供のために直接使用し、かつ必要最小限の経費
 - ※ 機械設備1機種につき同一メーカー、同一型番で2社の見積書を徴求し、それぞれより安価な見積書を採用してください。なお、2社の見積書を手に入れない場合は、「26 見積限定理由書（詳しくはP.64参照）」を提出してください。
- (2) 助成対象期間内（交付決定日の翌月1日から1年6ヶ月間）に契約、納品、支払いまで完了する経費
 - ※ 第7回募集の助成対象期間は、令和6年10月1日～最長令和8年3月31日
 - ※ 分割払いの場合は、すべての支払いが助成対象期間内に完了するもの
- (3) 助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
 - ※ カタログ又は仕様書及び図面により設備内容が確認できる経費（オーダーメイドの機械設備の場合は、詳細な内容が記載された仕様書及び図面が必要になります）
 - ※ 見積書にメーカー、型番、内訳項目等の記載がある経費（「一式」の表記は、事業構築のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります）
 - ※ 見積書、契約書、振込控等の適正な帳票類が揃う経費
 - ※ 海外製の設備等積算根拠書類（見積書、仕様書等）が日本語以外の資料である場合は必ず日本語訳の資料も添付してください（詳細は「5 積算根拠書類」参照）
- (4) 所有権が助成事業者に帰属する経費
 - ※ 助成対象設備を担保に供することはできません

【助成対象経費一覧表】

事業区分	対象経費	1基当たりの 下限額
I 競争力強化 III イノベーション IV 後継者チャレンジ	ア 機械装置 イ 器具備品 ウ ソフトウェア A ※ 主に生産や役務の提供のために使用するもの。 ※ ソフトウェアAの助成金交付申請額は300万円以上1,000万円以下となります。	ア、イ、ウ 1基50万円 (税抜)以上
II DX推進	ア 機械装置 イ 器具備品 ウ ソフトウェア A ※ 主に生産や役務の提供のために使用するもの。 ※ ソフトウェアAの助成金交付申請額は300万円以上1,000万円以下となります。	ア、イ、ウ、エ 1基50万円 (税抜)以上
	エ ソフトウェア B ※ 生産や役務の提供には使用しないが生産性向上に寄与するもの ・顧客対応、販売支援 ・決済、債権債務、資金回収管理 ・会計、財務、資産、経営 ・総務、人事、給与、労務、教育訓練 等 ※ ア、イ、ウのいずれかを必須とします(エ単独での申請は不可)。 ※ ソフトウェアBの助成金交付申請額はウ・エを合計して1,000万円以下となります。	

※ 助成金交付申請額とは助成対象経費の額に助成率をかけた額(助成金の額)のことです

※ ソフトウェアは、申請者区分C「II DX推進」以外の区分では、パッケージ・アドオン・プラグイン等、既に仕様が決まっており販売されているものを対象とします。スクラッチ開発等、自社の要望に合わせた大掛かりな開発要素のあるものは対象となりません。申請者区分C「II DX推進」であっても、税法上の固定資産として登録する必要があります

※ ソフトウェアA・B以外で機械設備と一体運用かつ一体で、機械装置・器具備品として資産計上されるソフトウェアも対象になります

例：専用制御ソフトウェア、組込みソフトウェア

※ 対象経費の項目は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に基づきます

※ 1基とは原則として、法人税法の減価償却単位（注）に基づきます

（注）通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械装置については1台又は1基ごとに、器具備品については1個、1組又は1揃いごとに判定

※ 導入した機械設備等は固定資産として計上し、適正に減価償却を行ってください

※ 搬入・据付等に要する経費は、機械設備本体購入先が行い、機械設備の設置と一体で捉えられるものに限り、対象とします

〈助成上限額・下限額の考え方の例〉

①**機械設備、器具備品**で申請する場合 ※ 競争力強化（中小企業者・ゼロエミ要件無し・賃上げ要件無し）の場合

【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金上限額 （1億円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）		
助成対象経費【3億円(税抜)】		助成対象外経費 (消費税等)
↓×助成率1/2=1億5,000万円		
助成金交付申請額 【1億円(助成上限額)】	超過分(自己負担分) 【5,000万円】	自己負担分
※助成上限額の1億円を超えた分は、自己負担となります。		
【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金下限額 （100万円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）		
助成対象経費【200万円(税抜)】		助成対象外経費 (消費税等)
↓×助成率1/2=100万円		
助成金交付申請額 【100万円(助成下限額)】	自己負担分	
※助成金交付申請額が100万円を下回る場合には、申請できません。		

②**ソフトウェア単体**で申請する場合

【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金上限額 （1,000万円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）		
助成対象経費【6,000万円(税抜)】		助成対象外経費 (年間保守料等)
↓×助成率1/2=3,000万円		
助成金交付申請額 【1,000万円(助成上限額)】	超過分(自己負担分) 【2,000万円】	自己負担分
※助成上限額の1,000万円を超えた分は、自己負担となります。		
【申請者区分：競争力強化（中小企業者）の場合の助成金下限額 （300万円のイメージ）】本助成事業に要する経費（税込）		
助成対象経費【600万円(税抜)】		助成対象外経費 (年間保守料等)
↓×助成率1/2=300万円		
助成金交付申請額 【300万円(助成下限額)】	自己負担分	
※助成金交付申請額が300万円を下回る場合には、申請できません。		

7 助成対象にならない経費

- (1) 「6 助成対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用
 - (2) 助成事業申請書に記載のものと異なる機械設備を導入した経費
 - (3) デモンストレーション等を目的として、生産や役務の提供のために直接使用しない機械設備の導入経費
 - (4) 既存機械設備の改良・修繕及び撤去・移設・処分に係る経費
 - (5) 自社内製の機械設備に係る経費（例：構成部品の導入費用、ソフトウェアの内製費用等）
 - (6) 中古品の導入経費
 - (7) 不動産・構築物、車両及び運搬具、船舶、航空機等の導入経費
 - (8) 事業計画の遂行に不必要な工具、ツール、金型類、治具、各種機械設備用消耗品等の導入経費
- ※ 機械設備と一体で使用し、機械設備本体と合わせて固定資産計上するものであれば、助成対象となる場合があります。
- (9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び従業員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社等）との取引に係る経費
 - (10) 消費税、関税、振込手数料、助成事業申請者の従業員に支払う旅費・交通費、収入印紙代、保険料等
 - (11) 資料収集業務、調査業務、会議費等の事務的経費
 - (12) 諸経費等、内容が不明瞭な経費
 - (13) 設置場所の整備工事や基礎工事、電気工事等に係る経費
 - (14) 機械・ソフトウェア設置後に発生する費用（例：年間保守費用、バージョンアップ費用、従量課金や定量課金(例：サブスクリプション)、ライセンス使用料、定期的な技術指導、教育訓練費用等）
 - (15) 汎用性のあるパソコン、サーバー、ソフトウェア等、目的外使用が可能なもの
 - (16) 一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
 - (17) 割賦、リース、レンタルに係る経費（所有権留保のないものは除く）
 - (18) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
 - (19) 他の取引と混合や相殺して支払いが行われている経費
 - (20) 現金、手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費
 - (21) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
 - (22) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

★ その他、内容において助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

8 機械設備設置場所

機械設備は助成対象期間内に、自社所有物件又は賃貸借契約が結ばれている物件において、自社の管理下にある場所に設置し、以下の条件を満たす必要があります。

設置場所	条件
東京都内	ア 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店又は支店があること イ 原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること
東京都以外	ア 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店があること イ 設置場所が神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等であること ウ 原則、設置場所が基準日現在で環境保全等に関する法令に基づく特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること

※ 許認可・認定が不要の場合は、その確認をしていることが必要です。

各問合せ先は「**市 工場立地法」「△△町 特定施設設置」等でお調べください。

※ 各種許認可等が未済の場合もしくは届出事項（代表者名、本店住所、工場住所等）に変更が生じている場合は、速やかに手続を開始し、その予定を申請書に記載してください。当該手続が完了していることが助成金を受領するにあたって必要となります。

※ 新規参入等で申請後に取得する場合の許認可等は、完了報告までに提出してください。

※ 原則、申請書に記載の設置場所について変更はできません。実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあってください。

※ 他社（関連会社含む）の従業員が混在するフロアや共用スペース等、他社の使用が可能な場所には設置できません。

※ 無償で土地や建物を使用する「使用貸借」契約は設置場所として認められません。

※ 決算書等で自社所有及び賃貸借の状態が確認できない場合、別途契約書の提出を依頼することがあります。

9 申請書の作成及び提出

(1) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページより第7回の書式をダウンロードして作成してください。

※第7回以外の書式を使用すると原則として申請をお受けできません。

(2) 申請書の提出方法

申請は国（デジタル庁）で提供する電子システム「Jグランツ」にて受付けます。

Jグランツを利用するには事前に「GビズIDプライム」のアカウントの発行が必要です。

募集要項及び電子申請マニュアル（ホームページよりダウンロードできます）をよくお読みになった上で、申請を行ってください。

※アカウントの発行には、審査で原則2週間程度かかるとされています。ご注意ください。

※申請方法や技術トラブルなど、GビズIDに関するご質問等は、「GビズIDヘルプデスク」(0570-023-797)へお問い合わせください。

(3) 留意事項

ア 原則として申請書類提出後の加筆、修正等はできません。申請時の事業計画等に基づき審査いたします。

なお、交付決定前に止むを得ない事由により計画を変更せざるを得ない場合は、交付決定後、ただちに事業計画の変更「12 助成事業を実施するための注意事項」の「(3) 事業計画の変更等」を参照) 手続きをしてください。ただし、変更の事由及び程度によっては承認されない場合があります。

イ 必要に応じて公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。提出期限を過ぎても追加資料の提出がない場合や説明の求めに応じない場合、申請を辞退したものとみなします。

ウ 申請書類提出・現地調査・二次審査（面接）などは、会社概要及び申請内容を説明できる申請企業の方が対応してください。経営コンサルタント、社外顧問等自社以外の方の同席および代行は認められません。その際、電子機器類（録音可能な機器、撮影機器、デジタルカメラ等）の持ち込みはできません。

エ 二次審査（面接）等で指定日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなします。

オ 申請書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る経費は、すべて申請者の負担となります。

カ 助成対象経費は、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討のうえ算出してください。

キ 提出された申請書類に不備（記載漏れ、添付書類の不足など）があった場合には、申請を受け付けることが出来ず、差し戻しとなりますので十分ご注意ください。

10 現地調査

申請内容に基づいた企業実態等を確認するため、都内の登記所在場所や機械設備設置予定場所等を訪問いたしますが、申請者全社が対象ではありません。

対象者には、日程を別途お知らせします。

11 審査

(1) 審査方法

提出書類に基づき、一次審査（資格審査、経理審査、事業計画審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査、価格審査）を行い、総合審査会にて助成対象事業者を決定します。

(2) 加点措置

次に掲げる申請者は、審査において加点措置を受けることが出来ます。

ア 事業区分「Ⅱ DX推進」において、令和2年度までに公社が実施した「IoT、AI導入前適正化診断」又は「ロボット導入前適正化診断」を終了し、その診断結果に基づく申請者

- イ 事業区分「Ⅱ DX推進」において、公社が実施している「DX推進支援事業」又は「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」又は「企業変革に向けたDX推進支援事業」の支援を受け、その支援内容に基づく申請者
 - ウ 事業区分「Ⅱ DX推進」において、公社が実施している「デジタル技術活用推進緊急支援事業」の支援を受け、その支援内容に基づく申請者
 - エ すべての事業区分において、東京都（環境局）に「地球温暖化対策報告書」を提出している申請者
 - オ すべての事者区分において、東京都（環境局）に「地球温暖化対策計画書」、「特定テナント等地球温暖化対策計画書」のいずれかを提出している申請者
- ※ エ、オについては令和4年度実績又は令和5年度実績について提出したもの

【各事業の問い合わせ先】

ア	東京都中小企業振興公社 総合支援課 TEL：03-3251-7881
イ・ウ	東京都中小企業振興公社 生産性向上支援課 TEL：03-3251-7917
エ	東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京） TEL：03-5990-5091 メール： cnt-hokoku@tokyokankyo.jp URL： https://www.tokyo-co2down.jp/learn/report/warming
オ	東京都環境局気候変動対策部総量削減課温暖化対策報告書担当 TEL：03-5388-3517

(3) 審査の視点

ア 資格審査（一次審査）

本助成事業の資格要件に合致しているかを審査します。

イ 経理審査（一次審査）

財務内容の【㉞安全性、㉟収益性、㊱成長性】について審査します。

ウ 事業計画審査（一次審査・二次審査）

事業計画の【㉞目的との適合性、㉟優秀性、㊱実現性、㊲成長・発展性、㊳計画の妥当性】について審査します。

エ 価格審査（二次審査）

機械設備が、一般的な市場価格に対して著しく高額でないかを審査します。

(4) 結果の通知及び交付決定について

ア 審査結果の通知方法

一次審査、二次審査ともJグランツにて通知を行います。結果の通知は、Jグランツで起票した申請の、「申請担当者の連絡先」フィールドにある「担当者メールアドレス」欄に記載されたメールアドレス宛に通知メールが届きます。担当者メールアドレスは申請時のものから変更できませんので、確実に届くアドレスにし、通知メー

- ルの内容を確認できるようにしてください。メールを見なかったことにより不利益が生じた場合でも対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- イ 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。
- ウ 助成金交付申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- エ 助成金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- オ 助成対象事業者として採択された場合、企業名、事業区分、所在地、テーマ名、成果等について、公表させていただきます。

1 2 助成事業を実施するための注意事項

(1) 経理関係書類の確認

ア 完了報告（機械設備）の確認書類として、以下の書類の写しを提出していただきます。このため原本の整備・保管が必要です。

【主な確認書類】

見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、預金通帳もしくは当座勘定照合表等入出金が確認できる資料（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、導入機械設備（銘板含む）の写真、機械設備メーカー等発行の保証書 等

- イ 会社が販売会社に対して直接、機械設備について確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ウ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

(2) 経費の支払方法等

- ア 助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いとします。なお、送金口座は、普通預金又は当座預金からのみに限定します。
- イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際のTTSレートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(3) 事業計画の変更等

原則、申請時の事業計画（申請書類記載の一切の事項）について変更ができませんので、実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。

申請後に発生した止むを得ぬ事由により計画を変更せざるを得ない場合は、公社の事前承認が必要になります。

なお、事前承認がないまま変更した事実が確認された場合、助成金交付決定が取り消される場合があります。

(4) 助成金額の確定

ア 助成対象期間内に事業が完了（※）し、完了報告書の提出後に実施する完了検査後に助成金の額を確定します（交付予定額から減額されることがあります）。

※ 助成事業の完了とは、①と②のいずれか遅い日を指します。

① すべての助成対象設備の取得・設置、経費の支払完了日

② すべての助成対象設備の稼働開始日

イ 完了検査の際には、導入した機械設備について、動作確認、製造能力、法的手続（許可・届出等）等の確認、及び提出書類の原本照合を行います。

(5) 助成事業の中止

次の場合には、助成対象期間内であっても助成事業を中止していただくことがあります。

ア 助成金交付決定後、申請資格に定める要件を満たさなくなった場合

イ 事業計画を遂行する見込みがないと判断された場合

1.3 助成金交付決定の取消し・助成金の返還

助成事業者、販売会社、その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、申請者及びこれに協力した関係者、不正の内容等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

(例)・ リベート（キャッシュバック、協賛金、ポイント還元、商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元で実質的に本来受領する助成金を偽る場合

・ 申請書類提出・現地調査・二次審査（面接）などにおいて、経営コンサルタント・社外顧問等の同席が判明した場合

・ 本事業計画と同じ機械設備について、重複して他の助成金を受けていた場合

(3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき

(4) 都内に、事業活動拠点として基準日現在で2年以上事業を継続している常用の事業所がないと認められるとき

(5) 助成対象設備を無断で処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄等）や移設したとき

(6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき

(7) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき

(8) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき

(9) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき

(10) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき

(11) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき

(12) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき

※ 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した場合は、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に違約加算金を加えた額を返還していただくことになります。

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

(13) 賃金引上げ計画を掲げ採択された助成事業者で、「3 申請資格の要件(3)」の規定を満たさないことを公社が確認し、既に助成事業者に助成金が交付されており、返還すべき金額があるとき。

ただし、賃金引上げ計画が未達成であることについて、次のいずれかに該当した場合は、特別な理由がある場合として助成金の返還は命じないことがあります。

ア 天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合

イ 給与支給総額の増加率が「付加価値額の年率増加率/2」を越えている場合

ウ 給与支給総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合で、従業員一人当たりの賃金は増加している場合

エ 付加価値額増加率が年率1.5%に達しない場合

※本事業において付加価値額とは、減価償却費、営業利益、人件費の合計を指す。

オ その他、公社が助成金の返還について不要と判断したとき。

1.4 助成金交付後の注意事項

(1) 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、財産(機械設備)等について、調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 事業化状況報告書の提出・収益納付

助成事業完了年度の終了後、その翌年度分から5年間、助成事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。また、この間に助成事業の事業化により相当の収益を得た場合には、その収益の一部を納付していただきます(納付額は助成金額を限度とします)。

【納付額計算式】

収益納付金の算出方法は、次の算出によります。

(当該年度収益額－控除額) × (助成金確定額/総事業費)

※ 当該年度収益額 = 助成事業関連利益のうち助成対象設備に係る利益－支払利息（対象設備導入に係る借入金利息）

※ 控除額 = 助成事業の自己負担額 × 1 / 5

(3) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度の翌年度から起算して10年を経過する日又は法定耐用年数を経過する日のいずれか早い日（以下「処分制限期間」とする）まで保存する必要があります。

(4) 財産等の管理及び処分

ア 助成事業により取得した財産（機械設備）について、その管理状況を明らかにし、かつ、処分制限期間まで保存しなければなりません。また、処分制限期間内に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄等）や移設しようとするときは、あらかじめ公社に申し出て承認を得なければなりません。

イ 財産（機械設備）等について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。

ウ 財産処分を行った際は、当該財産の残存簿価相当額をもとに算定した所定の額を公社に納付しなければなりません（鑑定額や当該財産の状態等を考慮し、減額する場合があります。また、納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします）。

ただし、助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、財産（機械設備）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合や首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県（以下「首都圏」という））内へ移設する場合は、事前の承認を得ることにより納付義務が免除されます。なお、処分制限期間中に財産（機械設備）を首都圏以外に移設する場合には、納付義務は免除されません。

(5) 助成完了事業の公表

助成事業者の企業名、所在地、事業区分、テーマ名、事業内容等について公表させていただきます場合があります。

15 よくあるご質問

■助成金申請の重複について

Q1 会社の他の助成事業と同一機械設備（同一型番）で併願申請することは可能ですか。

会社の他の助成事業との併願申請はできません。どちらか一方のみを申請してください。

ただし、『設備投資緊急支援事業』との併願申請は可能です。併願申請する場合は、事業ごとに申請が必要となります。事業テーマに係らず、同一機械設備が含まれている場合に両事業で採択となった際は、どちらか一方を辞退していただきます。

Q2 他機関の助成金と同一機械設備（同一型番）でも併願申請することは可能ですか。

他機関の助成金（ものづくり補助金等）との併願申請は可能です。ただし、同一機械設備（同一型番）で二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、どちらか一方を辞退していただきます。

Q3 過去に実施した躍進的な事業推進のための設備投資支援事業において採択された助成事業を完了していませんが、申請することは可能ですか。

躍進的な事業推進のための設備投資支援事業で採択された助成事業が完了していない場合（基準日時点で助成金確定通知書を受け取っていない場合）は、申請できません。申請内容が別の場合も同様です。

■申請資格について

Q4 申請者が社会福祉法人の場合は申請可能ですか。

申請できません。社会福祉法人は、中小企業基本法上の中小企業には該当しないため、申請資格がありません。医療法人、NPO法人、学校法人、宗教法人、一般社団・財団法人等も、中小企業基本法上の中小企業には該当しないため、申請資格がありません。

Q5 医療業を営んでいる場合は申請可能ですか。

医療法人が経営している場合は、中小企業基本法上の中小企業には該当しないため、申請はできませんが、個人開業医の場合は、医療業（詳しくは「日本標準産業分類及び中小企業者の範囲」参照）で申請可能です。

■事業区分について

Q6 「①ゼロエミ要件有り」又は、「②賃上げ要件有り」のいずれかで申請した場合、助成率はどういうようにして決定されるのでしょうか。

(1) ゼロエミ要件有り

申請時に提出していただく「ゼロエミッション概要書」の記載内容を総合的に判断し、省エネ効果が高いと見込まれる事業計画の場合、助成率が高くなります。

(2) 賃上げ要件有り

申請時に提出していただく「賃金引上げ計画書」や関係書類の記載内容を総合的に判断し、計画の実効性が高いと見込まれる事業計画について助成率が高くなります。

Q7 賃上げ要件区分の給与支給総額にはどんな経費が含まれますか？

従業員に支払う給料、賃金、賞与のほか、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）といった給与所得とされるものが含まれます。ただし、退職手当など、給与所得とされないものは含まれません。役員報酬や福利厚生費も含まれません。

Q8 事業区分「Ⅱ DX推進」で申請する場合、IoT機能等が搭載されている機械設備を購入すれば、対象となりますか。

単にIoT機能等が搭載されている機械設備を購入するだけでは対象となりません。DX推進に向けた経営戦略及びビジョンを有し、生産性向上を図る事業計画を立てて頂く必要があります。

Q9 事業区分「Ⅲ イノベーション」で申請する場合、事業計画の内容が産業分野に一部合致する場合でも対象となりますか。

対象となりません。選択いただいた産業分野と事業計画の内容が真に合致する必要があります。合致するかどうかは審査項目に含まれますので、事前にお問い合わせ頂いてもお答え致しかねます。

Q10 事業区分「Ⅳ 後継者チャレンジ」で申請したいのですが、法人の吸収合併で事業承継を行った場合は申請できますか。

申請できません。法人間の吸収合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式譲渡、新設合併、株式移転等で事業承継を行った場合は対象となりません。また、法人から個人事業主への事業譲渡にて承継を行った場合も対象となりません。

Q11 事業区分「Ⅳ 後継者チャレンジ」で申請したいのですが、法人で事業承継後に被後継者と後継者が共に代表権を保有している場合でも対象となりますか。

対象となりますが、助成事業については後継者が中心となって遂行する必要があります。

Q12 事業区分「Ⅳ 後継者チャレンジ」で申請したいのですが、面接審査に後継者が出席できない場合、他の役員や従業員が代理で出席することは可能ですか。

後継者の代理としての出席は認められません。後継者の方が面接審査に出席することは必須です。

Q13 事業区分「Ⅳ 後継者チャレンジ」で申請したいのですが、後継（予定）者を変更することは可能ですか。

申請書に記載した後継（予定）者の変更申請は、原則認めておりません。

■助成対象経費について

Q14 助成金の交付決定前に支払った経費は、助成対象経費となりますか。

助成対象経費は、助成対象期間内（令和6年10月1日～令和8年3月31日）に契約、納品、支払いまで完了した経費です。このため、助成金の交付決定前に支払った経費は助成対象経費とはなりません。

Q15 購入予定の機械設備が税法上の固定資産のうち「機械装置」「器具備品」「ソフトウェア」のいずれかに該当するか事前に教えてもらえますか。

お答えしておりません。顧問税理士等にご確認ください。

Q16 ソフトウェアにおけるクラウドサービス利用料金は助成対象となりますか。

対象になりません。固定資産として計上できるソフトウェアの購入経費のみが助成対象となります。

Q17 購入予定先の見積書の品名が「本体一式：**円」のみで、付属設備などについて表記がありません。そのまま提出しても、大丈夫ですか。

「一式」の表記は、事業遂行のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります。必ず、詳細が記載された見積書を入手してください。

■機械設備設置場所について

Q18 令和6年12月に建築着工を予定している工場に機械設備を設置したいのですが、申請は可能ですか。

助成対象期間内（令和6年10月1日～令和8年3月31日）に機械設備を所定の工場に設置できる事業計画であれば申請は可能です。

Q19 使用貸借契約の物件に機械設備を設置することは可能ですか。

設置できません。機械設備は自社所有物件又は賃貸借契約が結ばれている物件において、自社の管理下にある場所に設置する必要があります。

代表者の所有物件を賃貸借契約なしで使用している場合なども設置できませんので、設置までに必ず賃貸借契約を結んでください。

Q20 助成対象設備を一時的に設置場所から持ち出して、使用することは可能ですか。

事業遂行のために助成対象設備を一時的に持ち出して使用することは可能ですが、申請書に記載した設置場所に保管されている必要があります。

■事業実施にあたっての必要な許認可及び関係法令等について

Q21 事業遂行にあたって法令上必要な許認可についてはどこに相談したら良いですか。

区市町村担当部署（環境課、環境保全課、環境管理課等の環境条例を取り扱う部署）やホームページでご確認ください。工場設置認可や騒音・振動などは「〇〇市 工場立地法」や「△△町 特定施設設置」などで該当ページが検索できる地域もあります。

Q22 労働保険の加入義務があるかどうかわかりません。どこに相談したら良いですか。

貴社所在地を管轄しているハローワークにお問い合わせください。

Q23 申請者区分B（I 競争力強化 小規模企業者）で必要な労働保険関連書類は、機械設備を設置する事業所分だけ提出すれば良いですか。

すべての事業所（例：東京本社、千葉工場、長野工場）の労働保険関連書類を提出してください。

■その他

Q24 機械設備を都内の工場に設置し、助成事業が完了してから数年後に、都外に工場建設して設備を移設することは可能ですか。

原則として、設置後10年間もしくは法定耐用年数以前に助成対象設備の移設は認められません。やむを得ない理由による場合、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。ただし、承認により移設が認められたとしても、助成対象設備を首都圏以外に移設する場合は、当該財産の残存簿価相当額をもとに算定した所定の額を公社に納付しなければなりません（納付額は助成金額を限度とします）。

＜公社の承認を受けて助成対象設備を移設する場合＞

- ・ 首都圏内へ移設 → 納付義務なし
- ・ 首都圏外へ移設 → 納付義務あり

Q25 業種の確認方法を教えてほしい。

日本標準産業分類の最新の情報をご確認の上、判定していただくことになります。以下ホームページ等を参照しながら、申請者自身でご確認ください。なお、「当社がどの業種に該当するか」というお問い合わせには応じられません。

(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

また、以下のホームページには、複数の経済活動を行っている場合の判定方法等、日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせについてまとめられていますので、参考にしてください。

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000819207.pdf)

16 申請書類一覧

<重要>

- 申請は国（デジタル庁）で提供する電子システム「Jグランツ」にて受付けます。
- Jグランツを利用するには「GビズIDプライム」のアカウントが必要です。
※アカウントの発行には、審査で原則2週間程度かかるとされていますので、事前にご準備ください。
- 募集要項及び電子申請マニュアルをよくお読みになった上で、申請をしてください。
- 申請手続きに必要な添付ファイルには、書類毎にExcel形式、Word形式、PDF形式と3種類のファイル形式を使い分けた推奨ルールがあります。可能な範囲で推奨版のファイル形式で提出をお願いいたします。
- 持参、郵便、電子メール等のJグランツ以外の方法による提出はお受けできません。
- 第7回以外の書式を使用すると原則として申請をお受けできません。
必ず、公社ホームページより第7回の書式をダウンロードして作成してください。

- 申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付してください。
- 提出書類は返却しませんので、必ず原本の控えを保持してください。

1 申請書一式	部 数
(1) 申請前確認書、申請書 ※ 申請書は作成する項目が、Excel形式とWord形式それぞれにあり、両方とも提出が必要です。Excel形式は、Excelで編集しExcel形式のまま提出、Word形式は、Wordで編集しWord形式のまま提出することを推奨しています。それ以外の編集手段を用いると様式が壊れることがあります。 ※ Excel形式の申請書には、外部参照リンクを含まないようにしてください。詳細は電子申請マニュアルをご参照ください。 ※ これらの原因により申請の内容が意図しないものに変化しても、その内容で審査されますので、予めご了承ください。	電子データ 1部
(2) ゼロエミッション概要書 (P. 51参照) ※ 「①ゼロエミ要件有り」で申請する場合のみ、提出が必要。 (3) 賃金引上げ計画書 (P. 55参照)、賃金引上げ計画の誓約書 (P. 54参照)、事業場内最低賃金者名簿、賃金台帳 ※ 「②賃上げ要件有り」で申請する場合のみ、提出が必要。 (4) DX推進概要書 (P. 58参照)、DXチェックシート (P. 59参照) ※ 事業区分「Ⅱ DX推進」で申請する場合のみ、提出が必要。 (5) イノベーション概要書 (P. 60参照) ※ 事業区分「Ⅲ イノベーション」で申請する場合のみ、提出が必要。 (6) 事業承継概要書 (P. 61参照) ※ 事業区分「Ⅳ 後継者チャレンジ」で申請する場合のみ、提出が必要。	電子データ 1部

- 必ず、公社ホームページより第7回の申請書をダウンロードして作成してください。
- 文字ポイントは11ポイント程度で入力してください。
- 原則として申請書類提出後の加筆、修正等はできません。

2 確定申告書		部 数
※以下のデータを1期ごとに1つのPDF等にまとめて提出してください。		
法人（法人税）	個人（所得税）	直近3期分 × 電子データ 1部
(1) 税務署の受付印又は電子申告の受信通知 (メール詳細) (2) 別表1～16 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 販売費及び一般管理費明細表 (6) 製造原価報告書（未作成の場合、省略可） (7) 株主資本等変動計算書 (8) 勘定科目内訳書 (9) 法人事業概況説明書（両面）	(1) 税務署の受付印又は電子申告の受信通知（メール詳細） (2) 第一表～第五表（申告時に提出したもののみで可） (3) 青色申告決算書（貸借対照表を作成している場合はそれを含む）	

- 税務署へ提出した直近3期分のすべてのページの写し
- 創業3年未満の企業については直近2期分の写しで可
- 事業区分「IV 後継者チャレンジ」で申請の場合は、事業承継前と事業承継後の決算期を通算し、直近3期分を提出してください。

3 履歴事項全部証明書		部 数
※PDF形式での提出を推奨		
法人	個人	電子データ 1部
発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書 （登記簿謄本）（原本） 中小企業団体の場合は、上記に加え定款・ 組合員名簿	開業届の写し ※個人番号（マイナンバー）が 記載されている方は該当箇所を 削除して提出。	

- 事業区分「IV 後継者チャレンジ」での申請で、申請書類提出時に履歴事項全部証明書等で承継の事実を確認できない場合は事業承継後、改めて提出する必要があります。
- 事業区分「IV 後継者チャレンジ」での申請で、個人事業の廃業を伴う場合は廃業届も提出する必要があります。

4 納税証明書		部 数
※PDF形式での提出を推奨		
法人	個人	直近2期分 × 電子データ 1部
直近2期分の法人事業税等の納税証明書 （原本） (1) 「法人事業税」の納税証明書（都税事務所発行） (2) 「法人都民税」の納税証明書（都税事務所発行）	直近2期分の納税証明書（原本） 以下のいずれかの書類 (1-1) 個人事業者で事業税が課税対象の場合 ・「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」及び ・代表者の「住民税納税証明書（区市町村発行）」 (1-2) 個人事業者で事業税が非課税の場合 ・代表者の直近の「所得税納税証明書（その1）（税務署発行）」及び ・代表者の「住民税納税証明書（区市町村発行）」	

- (1)、(2) 2期分をまとめて一つの納税証明書にして提出頂くことも可能です。
- ファイルが複数ある場合zipファイルに圧縮し提出してください。(zipファイルの作成方法は電子申請マニュアルをご参照ください。)

5 積算根拠書類	部 数
(1) (3) (4) PDF形式での提出を推奨、(2) word形式での提出を推奨	
(1) 導入機械設備 1機種につき 2社の見積書(写し) ※推奨見積書を参考に、必要事項を漏れなく記載すること。(P. 63参照) ※ 同一メーカー、同一型番での相見積書が必要。 ※ 一式など詳細が不明の場合、助成対象外。 ※ 類似の機械の見積書は不可。 (2) 見積限定理由書 (P. 64参照) ※相見積書を手に入れない場合のみ (3) 機械設備の最新カタログ ※カタログがない場合は以下の書類を提出すること。 ・具体的な設計図面 ・仕様書等の機械設備の詳細がわかるもの (4) 見積書採用予定の会社の会社案内 ※会社案内を作成していない場合、会社のホームページを印刷したもので代用可能。	機種ごとに 電子データ 各1部

- (1)～(4)はそれぞれにアップロード個所があります。(1)～(4) 毎に1つのzipファイルにまとめて提出してください。(zipファイルの作成方法は電子申請マニュアルをご参照ください。)
- 見積書は申請時点で有効期限内のものを提出してください。また電子データで徴求した場合は、電子データで提出してください。
- 見積書は、原則として、法人税法の減価償却単位ごとに一基として、各基の見積書を提出してください。
- 海外製の設備など積算根拠書類(見積書、仕様書、図面等)が日本語以外の資料である場合は必ず日本語訳の資料も添付してください。
- ソフトウェアで申請する場合は、具体的な機能性能がわかる仕様書が必要です。
- 提出する見積書には見積書発行元の押印が原則必要となります。ただし、押印の省略(記名又は自署のみ)をする場合は、見積書発行元の連絡先を記載する必要があります。必要に応じ、記載連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。

6 機械設備設置場所関連書類	部 数
※PDF形式での提出を推奨	
(1) 機械設備を設置する建物の外観及び機械設備設置場所の写真 (2) 機械設備設置場所の平面図、機械設備設置場所を明示した配置図 ※設置場所に自社以外の会社・組織が同居する場合、平面図に必ず会社・組織名称と占有地を明記し、仕切り等の写真を添付。	設置場所ごとに 電子データ 各1部

- 設置場所が建設中、建設予定、賃貸借予定の場合でも、現状の建物の外観等の写真を提出し、採択後に改めて建物の外観及び機械設備設置場所の写真を提出してください。
- ソフトウェアの場合は、主に管理する場所の写真を提出してください。

7 会社関連書類	部 数
※PDF形式での提出を推奨	
(1) 会社案内(会社の事業概要が記載されたもの) (2) 法令上必要な事業許可書、工場設置認可書又は認定書の写し	電子データ 各1部

- 会社案内を作成していない場合、会社の概要(事業内容、沿革、取扱製品)が記載されたホームページをPDF化したもので代用可能です。
- 許認可取得の要否が不明な場合や、許認可証紛失の場合は、その許認可を管轄する窓口

- (区市町村等)に確認・相談してください。
- 新規参入等で申請後に取得する場合の許認可等は、完了報告までに提出してください。

8 小規模企業者関連書類	部 数
(1) word形式での提出を推奨 (2) PDF形式での提出を推奨	
<p>申請者区分B (I 競争力強化 小規模企業者)で申請する場合のみ、下記書類の提出が必要。</p> <p>(1) 小規模企業者に該当することの確認書 (P.65参照)</p> <p>(2) 直近の「労働保険 概算・確定保険料申告書 (紙面の場合は労働基準監督署の押印が有り)」の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 必ず、公社ホームページより第7回の書式をダウンロードして作成してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 労働保険の加入義務がない方は提出不要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 「労働保険 概算・確定保険料申告書」の写しは各事業所で作成しているものを提出してください。</p>	<p>(1) 電子データ 1部</p> <p>(2) 事業所ごとに電子データ 1部</p>

9 導入前適正化診断関連書類	部 数
※PDF形式での提出を推奨	
<p>事業区分「II DX推進」で申請する際に、審査において加点を希望する事業者は、令和2年度までに公社が実施した「IoT、AI導入前適正化診断」もしくは「ロボット導入前適正化診断」を終了し、下記いずれかの書類の提出が必要。</p> <p>(1) 「IoT、AI導入前適正化診断をうけて専門家から提案のあった報告書等書類」の写し</p> <p>(2) 「ロボット導入前適正化診断をうけて専門家から提案のあった報告書等書類」の写し</p>	<p>いずれか電子データ 1部</p>

10 DX推進支援事業 (旧デジタル技術活用推進事業・旧企業変革DX事業) アドバイザーによる提案書関連書類	部 数
※PDF形式での提出を推奨	
<p>事業区分「II DX推進」で申請する際に、審査において加点を希望する事業者は、公社が実施している「DX推進支援事業 (旧デジタル技術活用推進事業・旧企業変革DX事業)」の支援を受け、以下の書類の提出が必要。</p> <p>・「アドバイザーによる提案書」の写し</p>	<p>電子データ 1部</p>

11 デジタル技術活用推進緊急支援事業 アドバイザーによる提案書関連書類	部 数
※PDF形式での提出を推奨	
<p>事業区分「II DX推進」で申請する際に、審査において加点を希望する事業者は、公社が実施している「デジタル技術活用推進緊急支援事業」の支援を受け、以下の書類の提出が必要。</p> <p>・「アドバイザーによる提案書」の写し</p>	<p>電子データ 1部</p>

12 地球温暖化対策報告書制度等関連書類	部 数
※PDF形式での提出を推奨	
<p>東京都で実施している「地球温暖化対策報告書制度」において報告書を提出、又は「総量削減義務と排出量取引制度」において計画書を提出しており、審査において加点を希望する事業者は、下記の書類の提出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出した「地球温暖化対策報告書提出書（収受印が押印済み）」の写し ・提出した「地球温暖化対策計画書提出書及び地球温暖化対策計画書の提出者一覧」の写し ・提出した「特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書」の写し <p>※いずれも令和4年度実績又は令和5年度実績についてのもの</p>	<p>いずれか 電子データ 1部</p>

13 ゼロエミッション関連書類	部 数				
※PDF形式での提出を推奨					
<p>(1) 申請者区分A、B（競争力強化）で「ゼロエミ要件有り」を申請する場合、下記書類の提出が必要。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">ア 省エネ設備を導入した事業への取組を掲げ、ゼロエミッション概要書の1（1）に該当する方</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">いずれか 電子データ 1部</td> </tr> <tr> <td> <p>対象は、<u>事業区分I競争力強化のみです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる省エネルギー型設備が、公的機関等の認定や指定を受けたことを示す資料 <p>例：導入設備の製品名や型番が掲載されているHPの写し等</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">イ 再生可能エネルギーを利用した事業への取組（再生可能エネルギー関連の証明）を掲げ申請する方</td> </tr> <tr> <td> <p>対象は、<u>事業区分I競争力強化のみです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー関連の証明書 <p>※証書・資料等にて取組期間が最低1年以上であることが必要。</p> <p>例：グリーン電力証書、Jクレジット制度（再生可能エネルギーの導入）の実績、再エネ電力証明書等</p> <p>※この事業で再エネを導入する取り組み（例：太陽光発電の導入）は対象外</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 申請者区分C（DX推進）、D（イノベーション）、E（後継者チャレンジ）で「ゼロエミ要件有り」を申請する場合、下記書類の提出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断または省エネ最適化診断の診断報告書 	ア 省エネ設備を導入した事業への取組を掲げ、ゼロエミッション概要書の1（1）に該当する方	いずれか 電子データ 1部	<p>対象は、<u>事業区分I競争力強化のみです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる省エネルギー型設備が、公的機関等の認定や指定を受けたことを示す資料 <p>例：導入設備の製品名や型番が掲載されているHPの写し等</p>	イ 再生可能エネルギーを利用した事業への取組（再生可能エネルギー関連の証明）を掲げ申請する方	<p>対象は、<u>事業区分I競争力強化のみです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー関連の証明書 <p>※証書・資料等にて取組期間が最低1年以上であることが必要。</p> <p>例：グリーン電力証書、Jクレジット制度（再生可能エネルギーの導入）の実績、再エネ電力証明書等</p> <p>※この事業で再エネを導入する取り組み（例：太陽光発電の導入）は対象外</p>
ア 省エネ設備を導入した事業への取組を掲げ、ゼロエミッション概要書の1（1）に該当する方	いずれか 電子データ 1部				
<p>対象は、<u>事業区分I競争力強化のみです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる省エネルギー型設備が、公的機関等の認定や指定を受けたことを示す資料 <p>例：導入設備の製品名や型番が掲載されているHPの写し等</p>					
イ 再生可能エネルギーを利用した事業への取組（再生可能エネルギー関連の証明）を掲げ申請する方					
<p>対象は、<u>事業区分I競争力強化のみです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー関連の証明書 <p>※証書・資料等にて取組期間が最低1年以上であることが必要。</p> <p>例：グリーン電力証書、Jクレジット制度（再生可能エネルギーの導入）の実績、再エネ電力証明書等</p> <p>※この事業で再エネを導入する取り組み（例：太陽光発電の導入）は対象外</p>					

14 賃金引上げ計画書関連書類	部 数
※（1）（2）Excel形式での提出を推奨（3）PDF形式での提出を推奨	
<p>「賃上要件有り」を申請する場合のみ、下記書類の提出が必要。</p> <p>(1) 事業場内最低賃金者名簿（P.57参照）</p> <p>本事業の事業実施場所となる事業所（事業実施場所が複数ある場合は、「賃金引上げ計画書（P.55参照）」に記載した場所）の事業場内最低賃金に該当する従業員の名簿を提出。</p> <p>(2) 申請時点の直近決算期 給与支給総額（P.56参照）</p> <p>(3) 賃金台帳の写し</p> <p>本事業の事業実施場所となる事業場内最低賃金の該当者のうち、代表する1名分の賃金台帳。（直近1ヶ月分）</p>	電子データ 1部

17 申請前確認書

Excel様式

申請前確認書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 理事長

申請前確認書に入力箇所はありません

名称：株式会社東京製作所

代表者名：東京 太郎

※「名称」と「代表者名」は申請書から転記されます。**入力不要。**
※ 転記されたことを確認の上、且つ宣誓内容をよく確認・理解した後に提出ください。
※ 代表者が複数の場合、印鑑登録者名で申請してください。

「ための設備投資支援事業」の申請にあたっては、すべてを満たしていることを確認し、付決定の取り消し、返還の対象となること議を申し立てません。

- 次の(1)～(7)のいずれかに該当する法人、個人事業者、又は中小企業団体等である
 - 製造業・その他業種：資本金3億円以下又は従業員300人以下
 - 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
 - サービス業：資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
 - 小売業：資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
 - ゴム製品製造業の一部：資本金3億円以下又は従業員900人以下
 - ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
 - 旅館業：資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
- 次の(1)～(4)をすべて満たしている
 - 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していない
 - 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していない
 - 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務していない
 - 大企業が実質的な経営に参画していない
- 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店がある。ただし、都外に設置の場合は、都内に本店がある。個人事業者においては基準日現在で、東京都内に開業届出がある
- 都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、基準日現在で2年以上である
- 税金等を滞納していない。また、東京都及び公社に対する賃料・使用料等の支払いに滞りが無い
- 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業の採択事業者は、基準日現在で確定していること
- 同一機械設備で公社が実施する他の助成事業に併願申請していない(設備投資緊急支援事業を除く)
- 同一機械設備で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない
- 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていない
- 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」及び「事業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出している
- 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中(再生計画等認可決定確定後は除く)または私的整理手続中ではない
- 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- 助成対象経費は親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自社と資本関係のある会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社等)との取引に係る経費ではない
- 自社および設備購入先等の役職員及び関係者に、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者はいない
- 自社および設備購入先等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、その他支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではなく、関係もしていない
- 自社および設備購入先等が、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断される関係もしていない
- 賃金引上げ計画を掲げ採択された助成事業者は、募集要項内「頁末尾の「以上」まで表示されていることを必ず確認してください。」の規定を満たすこと
- 募集要項の内容をすべて確認し、申請書に虚偽記載はない

以上

18 申請書記載例

Excel様式

様式第1号(第5条第)

※日付欄は提出日を選択してください。
 ※本申請書は原則「和暦」で記入ください。

公社記入欄	
受付番号	

令和 6年 5月 10日

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

※ 申請書はExcelで作成する項目とWordで作成する項目にわかれています。
 ダウンロードする申請書がExcel形式の場合はExcel形式のままでの提出、Word形式の場合にはWord形式のまま提出することを推奨しています。

第7回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 申請書

下記のとおり助成事業を実施いたしますので、助成金の交付を申請します。

※30字程度(40字以内)で記載してください。採択時には公表されます。

1 事業計画テーマ

●●● ロボットを導入しライン自動化と効率向上を図り新分野へ参入	40字以内 31
----------------------------------	-------------

2 事業区分/申請者区分(該当区分を1つ選択して○印をつけてください)

(注:【区分:DX推進】を選択した場合は①~③の技術区分/【区分:イノベーション】を選択した場合は①~⑨の産業分野及び①~④の新事業活動区分の中から各々1つずつ選択して○印付与)

選択欄	事業区分	申請者区分	助成率・助成限度額	
I	競争力強化	A:	A1: 中小企業者	助成率 1/2 以内・助成限度額 1 億円
			A2: 中小企業者 ^{ゼロエミ} 【省エネ】	助成率 3/4 又は 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			A3: 中小企業者 ^{ゼロエミ} 【再エネ】	助成率 3/4 又は 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			A4: 中小企業者賃上げ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
		B:	B1: 小規模企業者	助成率 2/3 以内・助成限度額 3 千万円
			B2: 小規模企業者 ^{ゼロエミ} 【省エネ】	助成率 3/4 又は 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			B3: 小規模企業者 ^{ゼロエミ} 【再エネ】	助成率 3/4 又は 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			B4: 小規模企業者賃上げ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
○	II DX推進	C:	C1: DX推進	助成率 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			C2: ゼロエミ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
			C3: 賃上げ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
「区分:DX推進」技術区分の選択		(技術区分の選択 ok)		
	① IoT・AI	○ ② ロボット		
	③ その他			
III	イノベーション	D:	D1:イノベーション	助成率 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			D2:ゼロエミ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
			D3: 賃上げ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
		「区分:イノベーション」産業分野の選択		
	① 防災・減災・災害	② インフラメンテナンス		
	③ 安心・安全の確保	④ スポーツ振興・障害者スポーツ		
	⑤ 子育て・高齢者・障害者等	⑥ 医療・健康		
	⑦ 環境・エネルギー・節電	⑧ 国際的な観光・金融都市の実現		
	⑨ 交通・物流・サプライチェーン			
「区分:イノベーション」新事業活動区分の選択				
	① 新商品の生産	② 新役務の提供		
	③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入	④ 役務の新たな提供の方式の導入、その他新たな事業活動		
IV	後継者チャレンジ	E:	E1:後継者チャレンジ	助成率 2/3 以内・助成限度額 1 億円
			E2:ゼロエミ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円
			E3:賃上げ	助成率 3/4 以内・助成限度額 1 億円

下限額
100
万円

2-1 事業区分／申請者区分補足（「ゼロエミ」、「賃上げ」適用を選択するときのみ必須項目）

※各区分の成率が低い場合、助成率が低くなる場合があります。 ※「ゼロエミッション」、「賃上げ」適用区分を選択する申請者は必ず「α」か「β」を選択すること。 ※「α」、継続を希望しない場合は「β」を選択すること。

3 業種・常用従業員人数

業種（大分類）： E 製造業 常用従業員数（役員除く） 20 人

業種コード（2桁）： 24 中分類名： 金属製品製造業

※ 小規模企業者の判定 該当 非該当

※大分類と業種コード（募集要項末尾の分類表参照）を選択してください。

4 助成対象

14「資金計画」の金額が転記されます。

・助成金交付申請額 助成対象経費 50,500,000 円 助成金交付① 33,666,000 円 申請額(※1)② 該当なし 円

※1 助成金交付申請額は、申請者区分および2-1の「事業区分／申請者補足」選択との組合せに従い

助成率に応じ①～③の2～3種表示。

①は助成率標準(自己負担最大となる金額表記。

13「機械設備に係る計画等」の機種数が転記されます。

・賃上げ3%

※「ソフトウェアB」は[DX推進]区分を選択した場合のみ申請可能。

5 申請機種数

機械装置 4 基 器具備品 1 基 ソフトウェアA 1 個
ソフトウェアB 1 個

6 申請者の概要

※ [DX推進] 区分が選択されているため「ソフトウェアB」購入ok

企業名	株式会社東京製作所		フリガナ	トウキョウセイサクショ	
代表者名	東京 太郎	※この欄に記載した「企業名」「代表者名」「本店所在地」が転記される元データとなります。履歴事項全部証明書と一致させてください。	タロウ	年齢	60 歳
本店所在地	〒 000-0000 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇		TEL	00-0000-0000	
本事業に関する連絡先	<input type="checkbox"/> 同上的場合チェック <input type="checkbox"/> (同上にチェックした場合は住所・TEL記入不要) 〒 000-0001 東京都〇〇市△△ 〇-〇-〇		TEL	<input type="checkbox"/> 同上的場合チェック <input type="checkbox"/> 00-0000-0001	
連絡先担当者	部署・役職	〇〇部 〇〇課・〇〇	〇〇部 〇〇課・〇〇 〇〇部 〇〇課・〇〇		
	メールアドレス	aaaaaaaaa_a@bbbb.co.jp ※本助成金の直接の担当者名を記入ください。 幸紗			
資本金・出資金	11,111 千円 (うち大企業からの出資) 111 千円		創業年数	111 年 11 ヶ月	
			事業開始	法人設立(和暦) 昭和〇年 11月 1日	
役員を除く常用従業員数	常用従業員合計	従業員内訳	正規従業員	12 人	
			アルバイト/パート等で、予め解雇の予告を必要とする者	6 人	
			日雇い被雇用者で、1ヶ月を超えて勤務している者	2 人	
			2ヶ月以内の期間被雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者	人	
			4ヶ月以内の季節的被雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者	人	
			試の使用期間中の者で、14日を超えて勤務している者	人	
			常用従業員合計	20 人	
全事業所(5ヶ所以上はその他欄へ記入)	事業所名	所在地	常用従業員数	役員数	業務内容
	本店	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇	2 人	3 人	総務・経理
	△△工場	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	5 人	1 人	工場
	〇〇事務所	東京都〇〇市△△ 〇-〇-〇	3 人	1 人	営業所
	□□工場	千葉県〇〇市△△ 〇-〇-〇	10 人	0 人	工場
	その他(従業員数に事業所や支店数が多い場合)	※事業所の数が多く書ききれない場合は、「その他」の欄に漏れなく正しい人数を記入ください。		人	人
人数総合計(役員含む)			25 人		常用従業員数チェック結果 一致 OK

現有機械設備	設備の名称	台数	使用目的	設置場所	
	〇〇〇装置	5	〇〇〇加工	△△△工場	
	△△△測定器	2	△△△測定	□□□工場	
主要取引先		所在地		直近年間取引高	取引年数
仕入先	(株) 〇〇	東京都〇〇区〇-〇		33,333 千円	20 年

7 全役員名簿（基準日現在）

役員氏名	現住所	役職	役員氏名	現住所	役職
1) 東京 太郎	東京都〇〇区〇-〇-〇	代表取締役	5) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	監査役
2) 〇〇 〇〇	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	専務取締役	6)	※役員が8名を超える場合は、下空欄へ記入するか別紙一覧を提出してください。 ※履歴事項全部証明書を参考に記入ください。	
3) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	常務取締役	7)		
4) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	取締役工場長	8)		
・8名を超える場合は右欄へ記入ください。 ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）と異なる場合は、その理由を右欄へ記載ください。			基準日後に〇〇 〇〇から〇〇 〇〇へ役員を変更したため		

8 他の助成金申請等状況・過去採択実績（過去5年分／設備投資に関する代表的なもの）

申請有 ←有の場合は「○」印付与して下表に記入ください 申請無 ←無の場合は「■」印付与ください

※本助成金で申請する設備と同一設備で他の助成金を併願申請（申請予定含む）の場合は必ず

[該当]を、関連性がない助成金等の場合は[非該当]を選択チェック（ドロップダウンリスト▼から選択）してください

同一設備	年度	申請先	助成事業名	設備名	助成額（申請金額又は確定額）	採択決定（予定）年月
非該当	令和元	〇〇 〇〇	〇〇補助金	〇〇〇〇	1,000 千円	令和3年 10月
					千円	年 月
					千円	年 月
					千円	年 月

※過去5年分の他の助成金の申請中及び採択案件を記入してください。

※同一機械設備で、公社が実施する他の助成事業に併願申請はできません。ただし、『設備投資緊急支援事業』との併願申請は可能です。併願申請する場合は、事業ごとに申請が必要となります。事業テーマに係らず、同一機械設備が含まれている場合に両事業で採択となった際は、どちらか一方を辞退していただきます。

※同一機械設備で、公社・国・都道府県・区市町村など複数から助成は受けられません（併願申請は可能ですが、最終的にはどちらか一方を辞退していただきます）。

※過去に躍進的な事業推進のための設備投資支援事業に申請・採択されており、当該採択案件が、基準日現在で確定していない場合は、申請できません。

9 設置場所の詳細（設置場所が2ヶ所以上の場合は「シート名「追加設置場所」」に記入のこと）

設置場所の名称	自社 □□□工場	設置場所	「都内」設置か「都外」設置のどちらかにチェック「○」印付与 設置場所が2ヶ所以上の場合は本表欄外の「*注）」参照	
			<input type="checkbox"/>	都内
			<input checked="" type="checkbox"/>	都外 都外設置の場合は次の(1)と(2)の両方に該当する必要有/ 「○」印必須)
			(1) <input type="checkbox"/>	登記簿上の本店が都内にある
			(2) <input type="checkbox"/>	次の7県のいずれかに設置する
			神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県 栃木県、茨城県、山梨県	
			都外設置可否 都外設置ok	

設置場所の住所 (都県はドロッパダウリスト▼から選択)	〒 000-0001 千葉県 ○○市△△ ○-○-○
--------------------------------	-------------------------------

最寄りの交通機関	○○○○線	○○○○駅	○○○○口	下車	徒歩	2分
	○○○○バス	○○○○行き	○○○○停留所	下車	徒歩	10分
交通機関補足コメント:						

建物の所有形態	<input type="checkbox"/>	自社所有 (取得年月: 年 月 月 (建築着工: 年 月 月)	※設置場所が2ヶ所以上の場合は、Excelファイルに用意されたsheet名「追加設置場所」のシートに記入の上で別紙として提出ください。
	<input checked="" type="checkbox"/>	賃貸物件 (所有者名: 株式会社○○) (賃借期間: 令和2年4月 ~ 令和7年3月) (賃貸借契約予定: 年 月) (今後契約予定の場合のみ記載) 補足コメント ()	
※ 無償で土地や建物を使用する「使用貸借」契約は設置場所として認められません。 ※ 決算書等で自社所有及び賃貸借の状態が確認できない場合、別途契約書の提出を依頼することがあります。			

*注)

設置場所が複数(2ヶ所以上)の

※原則、設置場所については変更ができません。実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。

※都外設置の場合は、基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店があり、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等であることが条件です。

10 加点措置適用の有無(適用)

(適用有りを選択した場合は)

<input type="checkbox"/>	(1) 申請事業区分「DX推進」において、令和2年度までに会社が実施した「IoT、AI」又は「ロボット」導入前適正化診断を終了し、その診断結果に基づく申請者	
<input type="checkbox"/>	(2) 申請事業区分「DX推進」において、会社が実施している「DX推進支援事業(旧デジタル技術活用推進事業と旧企業変革DX事業)」の支援を受け、その支援内容に基づく申請者	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 申請事業区分「DX推進」において、会社が実施している「デジタル技術活用推進緊急支援事業」の支援を受け、その支援内容に基づく申請者	
<input type="checkbox"/>	(4) すべての申請事業区分において、都に「地球温暖化対策報告書」、「地球温暖化対策計画書」、「特定テナント等地球温暖化対策計画書」のいずれか(令和4年度又は令和5年度実績)を提出している申請者	
<input checked="" type="checkbox"/>	上記(1)~(4)の適用に対応した資料添付有り	(資料提出 ok)

※加点措置を希望する場合は、項目を選んで「○」印を付し、所定資料を申請書に添付して提出ください。加点は所定条件を満たした場合に可能(詳細は募集要項にて確認)です。

11 株主名簿（基準日現在） 必要に応じて行を追加してください。

株主氏名	現住所	役職	持ち株数(株)		持ち株比率(%)	大企業に該当
1) 東京 太郎	東京都〇〇区〇-〇-〇	代表取締役	10,000	株	52.6%	非該当
2) 〇〇 〇〇	東京都〇〇市〇〇野〇-〇-〇	専務取締役	5,000	株	26.3%	非該当
3) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	常務取締役	1,000	株	5.3%	非該当
4) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	取引先	1,000	株	5.3%	該当
5) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	外注先	1,000	株	5.3%	非該当
6) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	代表者知人	1,000	株	5.3%	非該当
7)				株		
8)				株		
9)				株		
10)				株		
11)				株		
12)				株		
13)				株		
14)				株		
15)				株		
16)				株		
17)				株		
18)				株		
19)				株		
20)				株		
合 計			19,000	株	100.0%	
確定申告書 別表2と異なる場合は、その理由をご記載ください。		決算後に東京太郎から〇〇へ株式を譲渡したため。				
※ 株主・出資者に投資会社やホールディングス会社が含まれる企業の方のみ以下もご記入ください。						
(株) 〇〇キャピタルの株主	筆頭株主 :	(株) 〇〇銀行	(〇 %)			
	第二位株主 :	(株) 〇〇	(〇 %)			

12 事業計画

事業計画の内容について、数値や図表を用いるなどして分かり易く具体的に説明してください。ただし、「事業計画」全体で概ね10頁までに収めてください。（様式外の資料添付は不可）です。

- ・各項目の枠を広げてご記入いただいで結構です。
- ・文字ポイント11ポイント程度で入力してください。
- ・白黒コピーでも判別できるものにしてください。
- ・改ページにより10頁を多少超えることは構いません

(1) 事業概要

創業から現在に至るまでの沿革とともに、主な製品・サービスなどの事業の概要について簡潔に記載してください。

(2) 本助成事業の事業計画

市場動向及び事業計画立案の背景を踏まえ、本助成事業の計画の概要を簡潔に記載してください。

【設備導入前：問題～課題】

機械設備を導入するきっかけや、見込んでいる効果などを、「定性的（イメージが湧くように）」かつ「定量的（数値や数量を用いて）」にわかりやすく記載してください。

【設備導入後：本事業によって解決されること等】

(3) 目的との適合性

審査項目「目的との適合性」の参考にします

選択した事業区分（Ⅰ 競争力強化 / Ⅱ DX推進 / Ⅲ イノベーション / Ⅳ 後継者チャレンジ）と、事業計画がどのように関連しているか記載してください。

申請区分

- Ⅰ 競争力強化
 - Ⅱ DX推進
 - Ⅲ イノベーション
 - Ⅳ 後継者チャレンジ
- ※ いずれかにチェックしてください。

(4) 事業計画の優秀性

審査項目「優秀性」の参考にします

自社の製品・サービス、技術等や競合他社の動向、及び市場シェアにおける分析を踏まえて事業計画の優秀性について、各視点から具体的に記載してください。

【自社の製品・サービス、技術】

【競合他社の動向、市場シェア】

(5) 事業計画の実現性

審査項目「実現性」の参考にします

本事業計画の実現可能性について、各視点から具体的に記載してください。

【市場性（ニーズの有無）の実現可能性】

【会社組織面からの実現可能性】

(6) 事業計画実施後の成長・発展性

審査項目「成長・発展性」の参考にします

本事業計画の成長・発展性について、各視点から具体的に記載してください。

ア 機械設備導入後に期待される生産性向上、技術力向上や市場参入の状況について記載してください。

イ 事業計画の製品・サービス、技術等が関連する顧客や産業界に及ぼす効果について記載してください。

ウ 事業計画の遂行が都内産業にもたらす波及効果（雇用面、都内顧客や産業界、都内外注先等にもたらす効果、技術革新等）等について記載してください。

<都外設置の有無> 都内設置のみ 都外設置あり ※ いずれかにチェックしてください。

※ 申請設備の設置が都内・都外問わず記載してください。都外設置の場合は、都内経済にどのように貢献できるのかを特に詳細に記載してください。

(7) 事業計画の妥当性

審査項目「計画の妥当性」の参考にします

機械設備の必要性・妥当性について、導入する機械設備のスペック・規模等からその必要性と妥当性を具体的に記載してください。

※ 他の機械設備と比較した結果、なぜこの機械設備を選定したのか、記載してください。

どのように生産や役務の提供に使用されるのか、目的、導入効果等を含め具体的に記載してください。

(8) 法令上必要な許認可・届出等	
①企業活動するうえで必要となる許認可・届出等	②本事業計画で必要となる許認可・届出等
<p>・既に取得している 申請/取得時期を期載してください。 ※ 許可証等のコピー必須</p>	
<p>【事業に関する許認可等】 【事業許可の記載例】 例) 医療機器販売業許可 平成〇〇年〇〇月〇〇日申請、平成〇〇年〇〇月〇〇日取得</p> <p>【工場設置許可等】【特定施設の設置等に関する届出等】 例) 【特定施設の設置等に関する届出の記載例】 特定施設設置届出書 平成〇〇年〇〇月〇〇日届出、平成〇〇年〇〇月〇〇日受理</p>	<p>【事業に関する許認可等】</p> <p>【工場設置許可等】【特定施設の設置等に関する届出等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 工場立地法 〇〇市（機械設置場所） 🔍検索 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特定施設設置 〇〇市（機械設置場所） 🔍検索 </div>
<p>・今後取得する・今後変更申請する 申請/取得時期を期載してください。</p>	
<p>【事業に関する許認可等】</p> <p>【工場設置許可等】【特定施設の設置等に関する届出等】</p>	<p>【事業に関する許認可等】</p> <p>【工場設置許可等】【特定施設の設置等に関する届出等】</p> <p>例) 【工場設置認可の記載例】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に関する認可 令和〇〇年〇〇月申請予定</p> <p>※「今後取得する」の場合、取得スケジュールを記載してください。</p>
<p>・許認可等が不要 設置場所を管轄している区市町村の関連部署や媒体（役所HP等）で確認し、内容・確認した日時・部署（媒体）を記載してください。</p>	
<p>日時： 内容： 部署：</p>	<p>日時： 内容： 部署：</p>

※許認可取得の要否についてや許認可証紛失の場合は、その許認可を管轄する窓口（区市町村等）に確認・相談してください。

※工場設置認可、特定施設の設置等に関する届出の要否については、購入設備の設置場所を管轄している区市町村の関連部署や媒体（役所HP等）でご確認ください。

※ご確認の結果、「許認可は不要」の場合は、確認した内容・日時・部署（媒体）を記載してください。ご確認は必ず設置場所を管轄している区市町村の関連部署や媒体（役所HP等）で確認してください。

13 機械設備に係る計画等

申請者区分 C1：DX推進 助成率2/3以内

(1) 機械設備一覧表（法人税法上の減価償却単位毎に記載してください）

※ ソフトウェアABの区別は税法上の分類ではなく本助成事業の便宜上のものです（詳細は募集要項で確認ください）／資産の種類はABいずれもソフトウェア(無形固定資産)の扱い

No.	機械設備名称	メーカー名	型番・機種番号	税法上の資産の種類	法定耐用年数	単価(税抜額・円)	数量	助成対象経費(税抜額・円)	設置場所	外貨金額
1	溶接機	A工業株式会社	ABC100	機械装置	10年	12,000,000	2	24,000,000	千葉工場	
2	溶接ロボット(補助装置含む)	A工業株式会社	ABD150	機械装置	10年	7,000,000	2	14,000,000	千葉工場	
3	監視カメラ	Bマシナリー	DEF250	器具備品	5年	1,650,000	1	1,650,000	東京本社工場	
4	データ収集、モニタリング用ソフトウェア	C機械株式会社	GHI400	ソフトウェアA	5年	9,500,000	1	9,500,000	東京本社工場	
<p>※ 導入する機械設備等を「法人税法上の減価償却単位毎」に1基とカウントして記入してください。</p> <p>※ 1機種ごと、設置場所ごとに1行使用してください。同機種で設置場所が異なる場合は、行を分けて記載してください。</p> <p>※ 購入済み、契約済みの機械設備は対象外です。</p> <p>※ 見積書に助成対象外となる経費項目が含まれているような場合には除外した金額で「助成対象経費」を記入してください。</p> <p>※ 金型や鑄型は、減価償却資産の種類上「工具」に該当するため対象外です。</p> <p>※ この欄の合計数、合計金額が「申請書」「資金計画」へ転記されます（重要！）。</p>										
合計				機械装置 器具備品 ソフトウェアA ソフトウェアB	4 1 1 1	39,650,000 9,500,000 1,350,000	機械装置と器具備品 ソフトウェアA ソフトウェアB	39,650,000 9,500,000 1,350,000	ソフトウェアA ソフトウェアB	ソフトウェアA申請額下限額Ok ソフトウェアBは購入不可

※注意：購入済み、契約済み、契約済みの機械設備は対象外です。金型や鑄型は、減価償却の税法上の資産の種類として「工具」に該当するため対象外です。

※注意：見積書に助成対象外となる経費項目が含まれているような場合には除外した金額で「助成対象経費」を記入してください。

※導入する設備数が多い場合は上記表の「行」をコピー追加挿入して記載ください（◆「シートの保護」を解除後に行う必要があります。詳細は欄外参照⇒）。

(2) 機械設備購入予定先・機械設備購入スケジュール

相見積書を提出せしめずに見積もり限定理由書を提出する場合はこの欄に「○」印を付けてください

No.	機械設備名称	機械設備購入先		相見積先		購入契約年月	機械導入年月	支払予定年月	事業終了 予定年月
		販売会社名	助成対象経費 (税抜額・円)	販売会社名	助成対象経費 (税抜額・円)				
1	溶接機	A工業株式会社	24,000,000	F機械販売株式会社	25,000,000	令和6年10月	令和7年9月	令和7年11月	令和7年11月
2	溶接ロボット(補助装置含む)	A工業株式会社	14,000,000	F機械販売株式会社	15,000,000	令和6年10月	令和7年9月	令和7年9月	令和7年9月
3	監視カメラ	D商事株式会社	1,650,000	G商事株式会社	1,500,000	令和6年10月	令和7年5月	令和7年9月	令和7年9月
4	データ収集、モニタリング用ソフトウェア	株式会社E商事	9,500,000			令和6年11月	令和7年7月	令和7年9月	令和7年9月
5	販売支援ソフトウェア	株式会社F商事	1,350,000	H商事株式会社	1,800,000	令和6年11月	令和7年7月	令和7年9月	令和7年9月
6									
7									
8									

※ 助成対象期間内に事業が終了するよう
に、予定年月を選定
してください。

※ 同一機種(同一型番)の機械設備等で「相見積」を取得して記入ください。
※ 「相見積書」が取得できない場合は「見積限定理由書」の作成・提出が必須。
(「相見積書」が取得できない理由は欄外の3つに限定されているため注意)

親会社、子会社グループ企業等関連会社(自社と資本関係のある会社、役員及び従業員等を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社)との取引に係る経費は、助成対象にはなりません。

○見積書が整わない場合は、見積限定理由書を提出してください。ただし、「従来からの取引先から購入するため」など、以下の理由によらない場合、申請書類の不備となり
ますので、ご注意ください。

※理由:「オーダーメイド」、「メーカー直販」、「特定代理店販売により、販売経路が限られているため」のいずれかの理由のみ。

※「(1) 機械設備一覧表」にて、導入「設備」数が多いために行を挿入追加した場合には、上記表にも同様に行を挿入追加してください(◆詳細は欄外参照)。

14 事業計画に係る資金計画等

申請者区分のゼロ適用及び賃上げ適用を選択した申請者は、条件に応じて想定可能な最低の助成率、助成金下限額で資金計画を作成してください

(1) 申請者区分確認ください(申請書から転記)。[申請者区分] **C1 : DX推進 助成率2/3以内**

(2) 税率区分

- ・ [消費税率10%適用の「助成事業に要する経費」] **※ 申請者区分を確認してください。区分は申請書から自動転記され区分に応じた助成率で「(3)」の経費区分内訳表の金額が転記されます。**
- ・ 直接輸入等の非課税取引や消費税率10%以外の税制適用が含まれる場合はチェック欄は[非該当]を選択し、[適用ボタン]を押し、助成事業に要する経費(税込)を計算して正しい税込み金額を[注4]欄 ([適用ボタン]を押すと表示)へ記入ください。

★ [消費税率10%適用のみ]

該当

⇔該当/非該当を切替えると下表「経費区分別内訳」の入力項目行が変更されます

↑↑ [非該当]は海外からの直輸入など消費税率10% 非適用を含む場合にのみ選択のこと

(3) 経費区分別内

助成対象設備の設	※ 消費税 10%の国内取引のみの場合は [該当] を選択 (デフォルト) (単位: 円)		
経費	では [該当] が選択された状態) 経費は自動で算出されます。 (※) 成金交付申請額 (千円未満切捨て) [注3]		
機械装置と器具備	※ 海外からの直輸入等で税率が異なる場合等は [非該当] を 26,433,000		
ソフトウェア	選択 (▼ドロップダウンリストから) して更新した後に、経費を 7,233,000		
	自身で算出して [注4] 欄へ記入ください。 [注4] 欄はグレーに 塗り潰されていますが [非該当] を選択した後に表示されます。		
助	※ このグレーに塗り潰された部分は税率区分で [非該当] を選択した場合にのみ入力可能に変更されます。		
合計	63,030,000	50,500,000	33,666,000
	[助成限度額]	申請者区分 B	30,000,000円
		申請者区分 外	100,000,000円

※ 申請者区分のゼロ適用及び賃上げ適用を選択した申請者は、条件に応じて想定可能な最低の助成率、助成金下限予定額で算出。

- [注1] 「助成事業に要する経費」は、実勢と著しく異なるが、必要最小限の経費であることを確認してください。必要な機械設備購入経費等を計上することはできません。
- [注2] 「助成対象経費」は、消費税、振込手数料、旅費・交通費、通信費、収入印紙代等)を除いたもの。間接経費が含まれていないか確認してください。
- [注3] 「助成金交付申請額」とは、助成金の交付を希望する額で「助成対象経費」に助成率を乗じた金額 (千円未満切り捨て、助成限度額以内・助成下限額以上) となります (自動計算)。
- [注4] 消費税率10%以外の税制適用が含まれる場合は、正しい税込み金額となるように金額を自身で計算の上で直接記入ください

(4) 資金調達内訳

(単位: 円)

区分 [注5]	資金調達金額	調達先 (名称)	備考 (進捗状況等)
金融機関借入金	30,000,000	〇〇銀行	交渉中
役員借入金	5,000,000	東京太郎	内諾済み
自己資金	28,030,000		正式決定
その他			
合計 [注6]	63,030,000	一致 OK	

[注5] 助成金は完了検査後に交付されます。「資金調達内訳」には助成金が交付されるまでの間の資金調達額等について記載して下さい。

[注6] 「助成事業に要する経費の合計」と「資金調達金額の合計」とが一致するように記載して下さい。

(5) 助成対象外経費 (有無にチェック「レ」を付与し必要事項を記入ください)

- 助成対象外経費 無し
- 助成対象外経費 有り (「有り」の場合は下の「助成対象外経費の内訳表」に具体的に記入ください)

(5-1) 助成対象外経費の内訳

(単位: 円)

経費項目	内容	助成事業に要する経費 (税込)	積算根拠	備考
工事費	設備設置に係る搬入口拡張	7,000,000	見積取得/一式〇〇円	施工会社〇〇
年間保守料	3ヶ月毎定期保守料1年分	480,000	120,000円×4回	消耗品交換含む
合計 [注7]		7,480,000		

[注7] 「(3) 経費区分別内訳」の「助成対象外経費」の内容・積算根拠等について簡潔に記載してください。本欄の合計金額が「(3) 経費区分別内訳」の「助成対象外経費」へ転記 (自動反映) されます。

15 収支計画

(1) 収支計画の具体的説明

「(2) 収支計画表 (申請区分に応じた収支計画表を選択の上)」を先に完成させ、当該表の売上高、営業利益等の各数値の計算根拠について具体的に説明・記載してください。

(例:取引先から〇%の受注内示を受けている、機械購入によって〇%のコスト削減が可能等)

※ 収支計画のとおりに事業が遂行しなかった場合の次善策についても記載してください。

「収支計画表」の売上高、営業利益等の各数値の計算根拠について

※「収支計画表」の売上高、営業利益等の各数値の計算根拠について、具体的に記入ください。記入欄の大きさは自由に変更し、図表の貼付け等を行う場合はフリーフォーマットで作成ください。

収支計画のとおりに事業が遂行しなかった場合の次善策について

※ 収支計画のとおりに事業が遂行しなかった場合の次善策についても必ず記載してください。

(2) 収支計画表

※事業区分 I のA1とB1区分申請用の収支計画表

単位は「千円」／「百万円」が切り替え可能（▼にて選択）↓

項目	※申請書の事業区分を選択すると右欄に「×」印が表示され、「×」印を削除すると表の入力が可能となります→										単位	千円	
	直前期 令和5年 5月期	今期 令和6年 5月期	2期目 令和7年 5月期	3期目 令和8年 5月期	4期目 令和9年 5月期	5期目 令和10年 5月期	6期目 令和11年 5月期	7期目 令和12年 5月期	8期目 令和13年 5月期	←利用不可			
投資実行													
投資回収													
①総資産	279,640	268,140	324,000	339,000	398,500	467,008	545,250	635,450	714,235	861,540	903,633		
②有利子負債	0	35,468	20,468	65,468	23,259	18,159	13,059	7,959	2,859	7,759	2,659		
	35,468	-15,000	45,000	-42,209	-5,100	-5,100	-5,100	-5,100	4,900	-5,100	10,000		
③自己資本	35,468	20,468	65,468	23,259	18,159	13,059	7,959	2,859	7,759	2,659	12,659		
④売上高	167,855	180,050	180,500	190,000	196,750	200,150	221,000	233,700	245,500	250,500	256,000		
うち助成事業	314,026	314,026	325,205	351,806	390,926	440,086	450,090	460,800	465,800	470,500	475,600		
うち助成事業 (a)	3,511	0	12,950	22,950	25,000	27,500	28,000	28,500	29,000	29,300	29,500		
⑤減価償却費													
うち助成事業 (a)													
⑥営業利益	9,709	9,750	14,040	14,500	15,000	18,000	25,300	30,321	33,250	35,070	36,800		
うち助成事業 (b)													
助成事業に要する経費 (税込) (c)			63,030										
助成事業によるキャッシュフロー (d = a + b)		0	6,345	6,545	6,745	7,595	7,625	10,155	12,045	12,545	12,645		
投資未回収額 (e = c - d)		63,030	56,685	50,140	43,395	35,800	28,175	18,020	5,975	-6,570	-19,215		
機械設備の法定耐用年数 ※ 複数基ある場合は最長のもの		10年											
投資実行期		2期目											
投資回収期		9期目											
投資回収期間		7年											

投資回収 ok

未回収

未回収

未回収

未回収

未回収

※ 記入上の注意 事業区分「Ⅰ 競争力強化 (①ゼロエミ要件有り)、(②賃上げ要件有り)」・「Ⅱ DX推進」・「Ⅲ イノベーション」・「Ⅳ 後継者チャレンジ」で申請する場合、以下の記載が必要です。

⑤ 減価償却費

以下の項目を含んだ総額としてください。

- ・ 売上原価に含まれる、減価償却費、リース料、繰延資産償却
- ・ 一般管理費に含まれる、減価償却費、リース料、繰延資産償却
- ・ リース料には、地代・家賃以外の賃借料を含めてください（賃借料から地代・家賃を除けない場合は含めない）。

⑦ 人件費

以下の項目を含んだ総額としてください。

- ・ 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与（通勤費）、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費（厚生費）、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
- ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用（建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除く）

⑧ 付加価値額

営業利益+人件費+減価償却費

⑨ 従業員数

- ・ 正社員に準じた労働形態である場合には、従業員数に含めてください。その場合、勤務時間により人数を増やしてください（4時間勤務パート2名→従業員数を+1名のよう調整）。
- ・ 派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合は、従業員数に加える必要があります（勤務時間による調整が必要）。
- ・ 常勤役員及び個人事業主も従業員数に含みます。

⑩ 従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）

付加価値額÷従業員数

※ 従業員一人当たりの付加価値額の伸び率が年率3%以上を達成する計画であることとは収支計画の表（excelファイル）は計算式が入っており、以下表の伸び率が達成された場合「判定」の箇所に○が表示されます。設備投資実施から3年後、4年後、5年後のいずれか一つ以上で「○」がついていれば申請可能です。

	「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」の伸び率
3年後	9%以上
4年後	12%以上
5年後	15%以上

19 ゼロエミッション概要書（事業区分「I 競争力強化」のうち、【省エネ設備を導入した事業への取組】を希望する場合のみ記載）

ゼロエミッションの推進について2頁程度で簡潔に説明してください。

※助成対象となる設備は「生産や役務の提供に直接使用される」ものに限ります。

1 対象となる省エネルギー型設備について								
機種名：								
該当する項番		採択時に適用される助成率				助成上限額		
(1) (2) (3)		中小企業者		1/2 or 2/3 or 3/4		1億円		
		小規模企業者		2/3 or 3/4		1億円 or 3千万円		
<p>どれか一つに○をして下さい</p> <p>(1) 公的機関等の認定や指定を受けた設備（買替更新・増設新設とも） → 2、3は記載不要</p> <p>(2) (1)以外の設備（買替更新） → 2、3で既存設備との比較を具体的に記載して下さい</p> <p>(3) (1)以外の設備（増設新設） → 購入予定設備について、当該設備の一世代前との比較等を2、3に具体的に記載して下さい</p>								
2 設備導入前後による比較について (導入設備のうち省エネ効果が見込まれるものだけで可)								
設備名	指標名	既存設備（一世代前モデル）指標		申請設備指標		既存設備（一世代前モデル）販売開始年	申請設備販売開始年	向上率 (%)
		数値	単位	数値	単位			
オフセット印刷機	消費電力	100	KW/h	80	KW/h	2014	2024	20.0
				<p>【向上率の計算方法】</p> <p>【(既存設備指標－申請設備指標)÷既存設備指標×100】</p>				
導入する設備名称および型番		<p>・正式名称を正しく記載してください（型番、枝番含む）</p>						
<p>カタログスペックや稼働実績を踏まえて、電力やCO2等を用いて、具体的な数値で記載してください。</p>								

(上記記載の根拠となった資料や確認先、等)

資料の提出は求めません。可能な限り具体的に記載してください

例) ・〇月〇日、**機械■営業所@様に一世代前のスペックを確認した。 ・既存機械について当時の仕様書で確認した。 ・メーカーカタログにて旧式と最新機種とのスペック比較を行った。 等

3 導入する設備の省エネ技術の先進性について

以下のうち、該当する項目に「○」をしてください。(複数選択可)

記入「○」	先進的な省エネ技術
	革新的な手法・アルゴリズムを活用した技術
	飛躍的な性能の向上、低コスト化等が期待できる技術
	再生可能エネルギー、水素、ガス等の活用を伴う技術

(選択した省エネ技術について説明してください。)

- ・〇〇%以上も消費電力を削減できる技術
- ・脱プラ、水素/再生エネルギーの活用 等

設備導入等をきっかけとして、企業全体としてどのように取り組むか記載してください。
(機械設置場所以外における取組でも構いません)

ただし、努力目標として、省エネルギー率5%以上を達成するための取組を掲げること。

(取組項目)	設備導入前		設備導入後	
	(現在の数値)		(1年後の数値)	(省エネルギー率)
				%

(企業全体として取り組む内容について説明してください。)

- ・設備導入による工程短縮により残業や土日出勤を削減することで会社全体の水光熱割合を5%削減する
- ・エアコンフィルターをこまめに清掃することで年間電力使用量5%削減を目標とする 等

5 省エネルギー対策以外の取組について

企業全体としてゼロエミッション対策(省エネルギー以外)として取り組んでいる内容(今後の課題として検討する内容でも可)を記載してください

(例:再生可能エネルギー、プラスチック等の資源循環分野、自動車環境対策、等)

<参考文献>ゼロエミッション東京戦略

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy.html

ゼロエミッション概要書（事業区分「Ⅰ競争力強化」のうち、【再生可能エネルギーを利用した事業への取組】及び事業区分【ⅡDX推進・Ⅲイノベーション・Ⅳ後継者チャレンジ】を希望する場合のみ記載）

ゼロエミッションの推進について説明してください。

1 企業全体として取り組む省エネルギー対策について

設備導入等をきっかけとして、企業全体としてどのように取り組むか記載してください。
(機械設置場所以外における取組でも構いません)

ただし、努力目標として、省エネルギー率5%以上を達成するための取組を掲げること。

※事業区分「DX推進」、「イノベーション」、「後継者チャレンジ」で申請する場合は省エネ診断または省エネ最適化診断の診断報告書の内容を基に、省エネルギー率5%以上を達成するための取組を掲げること。

(取組項目)	設備導入前		設備導入後	
	(現在の数値)		(1年後の数値)	(省エネルギー率)
				%

(企業全体として取り組む内容について説明してください。)

2 省エネルギー対策以外の取組について

企業全体としてゼロエミッション対策（省エネルギー以外）として取り組んでいる内容（今後の課題として検討する内容でも可）を記載してください

20 賃金引上げ計画書関連（②賃上げ要件を希望する場合のみ記載）

賃金引上げ計画の誓約書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

理事長 殿

令和 ××年 ×月 ×日

会社名： 株式会社〇〇

代表者職氏名： 〇 〇〇

賃金引上げ計画の誓約書

第7回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業の申請に際し、次の1から3までのすべてについて誓約いたします。

- 1 直近月において、事業所内最低賃金が法令上の地域別最低賃金、 1,113 円以上
(事業場所在地 東京) であること。

【直近月の事業所内最低賃金】 1,250 円

※「直近決算期」は法人税確定申告済みの直近の決算期です（例えば、最新の決算期が令和6年3月末である等確定申告前である場合は、法人税確定申告済直
2 近期である令和5年3月期を「直近決算期」として下さい。）。

いません。

2.0 %以上増加させる

とともに、賃金引上げ計画実績報告時

原則2.0%以上とすることが必要です。

【直近決算期の給与支給総額】 _____

ただし、被用者保険の適用拡大の対象となる事業者が制度改革に先立ち任意適
【助成事業終了年度の翌年度に到来す 用に取り組む場合は、1.0%以上増加で申請可能です。

- 3 賃金引上げ計画実績報告時に、当該報告書の提出をしなかった、又は賃上げ要件の助成要件である

「給与支給総額の増加率」及び「事業所内最低賃金の引上げ」が達成されなかったことにより、公益財団法人東京都中小企業振興公社から助成金の返還指示があった場合、その指示に従い助成金を返還すること。また、助成事業終了後に「給与支給総額の増加率」及び「事業所内最低賃金の引上げ」の進捗・達成状況の確認を受けた際には速やかに、回答・調査対応をすること。

下記①及び②の要件を両方とも満たすことが必要です。

①直近決算期と比較して、賃金引上げ計画期間の全従業員（非常勤を含む）に支払った給与支給総額が+2.0%以上増加していること（役員報酬は含みません）。ただし、被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用（従業員規模51名～99名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることをいう）に取り組む場合は、1%以上増加させることで可。

②賃金引上げ計画期間において、事業場内最低賃金について、地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

賃金引上げ計画書

(1) 給与支給総額について

- 金額の入力単位は『円』、増加率の入力単位は『%』です。入力単位にご注意ください。
- 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）に支払った給与等（給料、賃金、賞与は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）をいいます。

	①直近決算期	②賃金引上げ計画期間（※1） （助成事業終了年度の翌年度の 決算期）
給与支給総額	136,000,000円	139,000,000円
増加率		2.2%

※1：賃金引上げ計画期間とは、助成事業終了年度の翌年度に到来する決算期を言います。

- (例) 原則 2.0%以上となる必要があります。
- 決算期
3月が
ただし、被用者保険の適用拡大の対象となる事業者が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、1.0%以上増加で申請可能です。
この場合、本書面下部の(3)被用保険の適用拡大の任意適用に取り組む場合のみの「被用者保険の適用拡大について、制度改革に先立ち任意適用に取り組みます。」に「○」が必要です。

(2) 事業所

① 事業所
東京

上記「①」の事業所所在地の地域別最低賃金

1,113 円

- ② 最低賃金は以下の厚生労働省ホームページを参照し、時間当たりの金額に換算して記入してください。

※交付申請時点における直近月の事業所内最低賃金を記入してください。

参考：厚生労働省『最低賃金額以上かどうかを確認する方法』

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

上記①の事業所における従業員の事業所内最低賃金

1,250 円

※賃金引上げ計画期間（助成事業終了年度の翌年度に到来する決算期）において、直近決算期と比較して、賃金引上げ計画期間の給与支給総額を2.0%以上増加（被用者保険の適用拡大の対象となる事業者が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、1.0%以上増加で可）させるとともに、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円とすること。

(3) 被用者保険の適用拡大の任意適用に取り組む場合のみ

被用者保険の適用拡大について、制度改革に先立ち任意適用（※1）に取り組む場合は以下に「○」をしてください。

被用者保険の適用拡大について、制度改革に先立ち任意適用に取り組みます。

- ※1 該当する場合は「○」をして下さい。
取り組まない場合の増加率は2.0%以上となっている必要があります。

賃金引上げ計画書

申請時点の直近決算期 給与支給総額

申請時点の直近決算期 給与支給総額

給与総額	¥136,000,000
------	--------------

①法人事業者

損益計算書（販売費及び一般管理費）

科目	金額
給与	¥20,000,000
賞与	¥11,000,000
小計	¥31,000,000

製造原価報告書

科目	金額
給与	¥30,000,000
賞与	¥75,000,000
小計	¥105,000,000
合計	¥136,000,000

②個人事業者

科目	金額
合計	¥0

法人事業者の場合は、①法人事業者を入力
個人事業者の場合は、②個人事業者を入力願います
製造原価報告書未作成の場合は、製造原価報告書を
空欄にしてください

【参考】

法人事業者 給与支給総額
(損益計算書（販売費および一般管理費）上及び製造原価計算書上)
給与（賃金）+賞与 等
(役員報酬、福利厚生費、法定福利費、退職金は加算しないでください)
個人事業者 給与支給総額
給与（賃金）+賞与+専従者給与+青色申告特別控除前の所得金額 等

事業所内最低賃金者名簿

事業場内最低賃金額 ¥1,250

事業場内最低賃金を記入してください
※ 下記計算式に基づいた金額を記入ください

氏名	入社年月日	主な業務場所	直近1カ月の所定労働日数	1日の所定労働時間	賃金台帳添付
1 東京 太郎	R2.4.1	東京都〇〇区〇〇1-1-1	21	8	○
2 東京 次郎	H31.4.1	東京都〇〇区〇〇1-1-2	21	8	
3					
4					
5					
6					

事業場内最低賃金の該当する方を全て記載してください

事業場内最低賃金の該当者のうち、代表する1名分の賃金台帳を添付してください。※申請時点から直近1カ月（申請前月分等）の賃金台帳で可

事業所内最低賃金額（計算式）

賃金算出

項目	金額
基本給	¥160,000
職務手当	¥40,000
合計	¥200,000

労働時間算出

項目	労働時間
労働時間/日	8時間
月間労働日数	20日
合計	160時間

計算式 (時給支給の場合は計算式不要)
200,000 ÷ 160 = 1,250 円

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

【算出方法は以下のUPLを参考にしてください】

2.1 DX推進概要書（事業区分「Ⅱ DX推進部門」で申請する場合のみ記載）

DX推進について2頁程度で簡潔に説明してください。

「Ⅱ DX推進」区分について、審査項目「目的との適合性」の参考にします。

(1) DX推進に向けた経営戦略及びビジョンについて

導入設備とデジタル技術を活用することで、どの事業分野でどのような価値を生み出すことを目指すのか、「将来的なDXの全体構成図」を含めて記載してください。

<DX推進の全体構成図>

現状がどうなっているか
「将来的なDXの全体構成図」の内、今回の設備がどこに該当するか
などをご記入ください。

(2) DX推進に向けた経営トップの方針

DXを根付かせるための『将来的な企業経営』に対する考え方、又は現在取り組んでいることについて記載してください。

(組織整備、人材・予算配分、プロジェクト管理、人事評価の見直し等)

(3) DX推進のための組織構成図

経営戦略やビジョンの実現と紐づけ、経営層も含めたDX推進のための会社の組織体制や役割分担について図示してください。

2.2 DXチェックシート（事業区分「Ⅱ DX推進部門」で申請する場合のみ記載）

貴社におけるステージ毎の現在のデジタル化・自動化推進状況と、設備投資によって達成したい目標を、それぞれ「◎」「○」「△」「×」の4段階で記入してください。

（設備投資において該当しない項目についてのご記入は不要です）

<デジタル化・自動化の状況>

ステージ毎のデジタル化・自動化推進状況について、

「×」：手作業・手動操作による。

「△」：システム・機械・装置等により部分的にデジタル化・自動化されている。

「○」：システム・機械・装置等により全体的にデジタル化・自動化されている。

「◎」：既にデジタル化・自動化されているが、更なる生産性向上を目指す（「目標」のみ記入）

HPIに掲載しているDXチェックシート
（別紙）を参考に、記入してください

ステージ		現在	目標		
			導入後		5年後
製造現場	生産調整				
	設計	×	△		○
	製造	△	△		○
	工場管理	×	○		◎
製品管理	材料調達	△	○		○
	在庫管理	△	○		◎
	製品原価				
販売 顧客情報	営業				
	顧客情報				
	販売				
企業経営	経営				
	投資				
	人材教育				

※想定されるDX後の姿や取組事例については別紙をご参照ください。

2.3 イノベーション概要書(事業区分「Ⅲ イノベーション」で申請する場合のみ記載)

イノベーション(新事業活動)事業について2頁程度で簡潔に説明してください。

「Ⅲ イノベーション」区分について、審査項目「目的との適合性」の参考にします。

(1) イノベーション区分の産業分野と新事業活動について

<イノベーション区分の産業分野>(該当箇所1か所にチェックをしてください。)

- 1. 防災・減災・災害
- 2. インフラメンテナンス
- 3. 安全・安心の確保
- 4. スポーツ振興・障害者スポーツ
- 5. 子育て・高齢者・障害者支援
- 6. 医療・健康
- 7. 環境・エネルギー・節電
- 8. 国際的な観光・金融都市の実現
- 9. 交通・物流・サプライチェーン

<新事業活動区分>(該当箇所1か所にチェックをしてください。)

- 新商品の生産
- 新役務の提供
- 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動

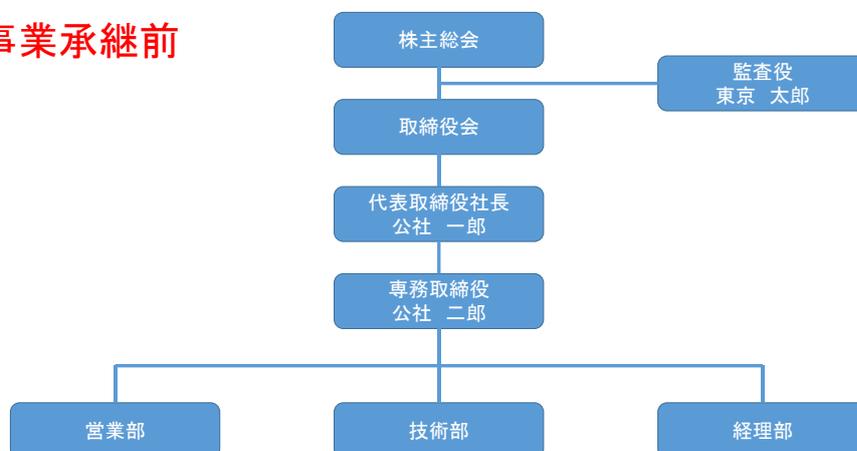
(2) 新事業活動について

新事業の取組内容(自社にとって何が新たな取組みか)を、既存事業との相違点を含めて具体的に記載してください。

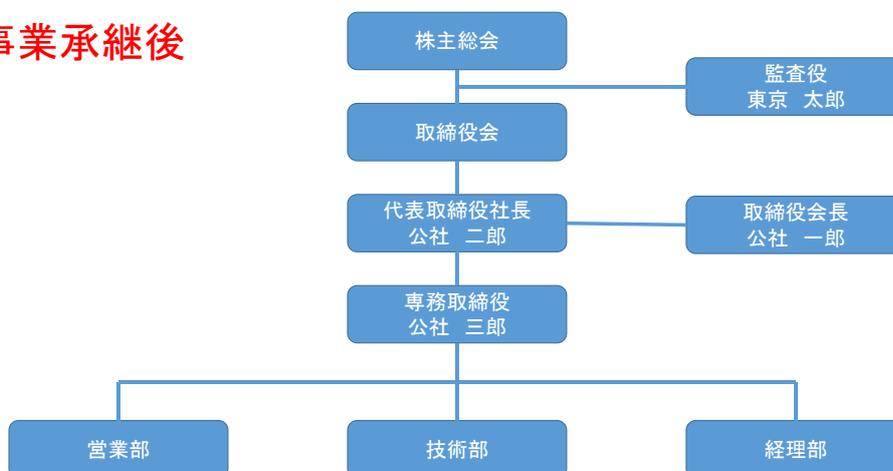
(4) 事業承継会社組織構成図

(記載例)

事業承継前



事業承継後



26 見積限定理由書

令和 年 月 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理 事 長 殿

〒 ー
本店所在地
名 称
代表者名

見積限定理由書

第7回躍進的な事業推進のための投資支援事業に申請するにあたり、2社見積書の入手が困難な理由について、以下のとおり説明いたします。

※ 2社見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合のみとなります。

NO : 1	機械設備名称 : 溶接機
メーカー名 : A工業株式会社	型番・機種番号 : ABC100
1社となる理由を以下の3つから1つ選択してチェックしてください。 <input type="checkbox"/> オーダーメイド <input type="checkbox"/> メーカー直販 <input type="checkbox"/> 特定代理店販売 ※経緯や補足説明等を下記の欄に簡潔に記載してください	
<p>・ 13 機械設備に係る計画等(1)機械設備一覧表のNO等と一致させてください。</p> <p>・ オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により相見積書を入手できない理由を簡潔に記載してください。</p> <p>※「従来からの取引先から購入するため」等、上記以外の理由では認められませんので、ご注意ください。</p> <p>※機械選定理由は申請書内に記載してください。</p>	

27 小規模企業者に該当することの確認書

申請者区分B（競争力強化 小規模企業者）で申請する場合のみ、提出が必要です。

小規模企業者に該当することの確認書

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理 事 長 殿

本店所在地

名 称

代表者名

当社（私）は、第7回躍進的な事業推進のための設備投資支援事業の助成金交付を申請するに当たり、基準日現在で以下の通り小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項）に該当することを確認します。

小規模企業者に該当しないことが判明した場合は、助成金交付決定の取り消しの対象となること、既に助成金が交付されている場合には助成金を貴公社に返還すること及びその他貴公社が行う一切の措置について異議を申し立てません。

業 種 (大分類)	大分類を記入 製造業
常用従業員数 (労働基準法第20条の規定に基づく 「予め解雇の予告を必要とする者」)	4人

以上

<参考>

(1) 小規模企業者とは

小規模企業者とは、基準日現在で以下に該当する事業者を指します（中小企業基本法第2条第5項）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業 種	常 用 従 業 員 数
製 造 業 ・ そ の 他	20人以下
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5人以下

※ 「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

(2) 常用従業員とは

中小企業基本法上の「常時使用する従業員（常用従業員）」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

正規従業員（a）	人
アルバイト・パート等で予め解雇の予告を必要とする者（b）	人
日日雇い入れられる者で、1ヶ月を超えて引き続き使用される者（c）	人
2ヶ月以内の期間を定めて使用される者で、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った者（d）	人
季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者で、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った者（e）	人
試みの使用期間中の者で、14日を超えて引き続き使用されるに至った者（f）	人
常用従業員数（a + b + c + d + e + f）	人

28 業種(大分類)と日本標準産業分類について

業種(大分類)は20種類あります。

業種(大分類)	業種の詳細説明
A 農業、林業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290720.pdf
B 漁業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290721.pdf
C 鉱業、採石業、砂利採取業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290722.pdf
D 建設業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290723.pdf
E 製造業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf
F 電気・ガス・熱供給業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290725.pdf
G 情報通信業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290726.pdf
H 運輸業、郵便業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290727.pdf
I 卸売業、小売業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf
J 金融業、保険業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290729.pdf
K 不動産業、物品賃貸業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290730.pdf
L 学術研究、 専門・技術サービス業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290731.pdf
M 宿泊業、飲食サービス業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290732.pdf
N 生活関連サービス業、 娯楽業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290733.pdf
O 教育、学習支援業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290734.pdf
P 医療、福祉	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290735.pdf
Q 複合サービス事業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290736.pdf
R サービス業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290737.pdf
S 公務(他に分類されるものを除く)	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290738.pdf
T 分類不能の産業	http://www.soumu.go.jp/main_content/000290739.pdf

※ 業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「当社がどの業種に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる以下のホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいませようお願いします。

(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

統計分類・用語の検索

検索

※ また、以下ホームページの「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000819207.pdf)

日本標準産業分類及び中小企業者の範囲

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19 ゴム製品製造業 ※1
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業 ※2
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
	410 管理・補助的経済活動を行う事業
	411 映像情報制作・配給業
	412 音声情報制作業
	413 新聞業
	414 出版業
	415 広告制作業
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業（信書便事業を除く）
	I 卸売業、小売業
51 繊維・衣服等卸売業	
52 食料品卸売業	
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
54 機械器具卸売業	
55 その他の卸売業	
56 各種商品小売業	
57 織物・衣服・身の回り品小売業	
58 食料品小売業	
59 機械器具小売業	
60 その他の小売業	
61 無店舗小売業	

大分類	中分類
J 金融業、保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	68 不動産取引業
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	690 管理・補助的経済活動を行う事業
	691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
	692 貸家業、貸間業
	693 駐車場業
	694 不動産管理業
70 物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 ※3
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育
	82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業
	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局
	87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務
	98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※ 申請書において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記載ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認ください。 (https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10)

※ また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000819207.pdf)

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ※1	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業 ※2、※3	5,000万円以下又は100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下又は50人以下

※1 「ゴム製品製造業の一部」は3億円以下又は900人以下

※2 「391ソフトウェア業及び3921情報処理サービス業」は、3億円以下又は300人以下。

※3 「75宿泊業」のうち旅館業は、5000万円以下又は200人以下

申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の審査・運営管理・統計分析や事務連絡のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

- ア 当会社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- ウ 情報開示請求等がなされた場合、必要に応じ適切な対応を行うため

(2) 項目…氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容

(3) 手段…電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 申請情報に含まれる個人情報とは当該事業の審査及び運営管理のために使用します。また、個人情報が特定されないよう統計処理をした上で、第三者への提供又は公開する場合がございます。取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せてご参照ください。